

午前9時30分開会

---

◎議長挨拶及び諸般の報告

○議長（永井一行君） おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和7年第3回昭和村議会定例会が招集されましたところ、議員各位をはじめ、村長並びに執行部の皆様、そして萩原代表監査委員にもご出席を賜り、無事に定例会を開会できますことに心から感謝申し上げます。

また、日頃より村政の推進、地域の発展、そして村民福祉の向上のために、それぞれの立場からご尽力をいただいておりますことに、議会を代表し深く御礼申し上げます。

さて、9月に入り朝晩は大分涼しくなってまいりましたが、依然として暑い日が続いております。

今年の夏は猛暑日が続き、全国各地でゲリラ豪雨や落雷などが頻発し、短時間のうちに住宅の浸水や土砂災害が発生するなど深刻な被害をもたらしています。自然の力の恐ろしさを改めて実感するとともに、日頃からの防災・減災対策の重要性を痛感しております。

さて、今回の定例会では、令和6年度各会計の決算認定をはじめ、令和7年度補正予算、条例の一部改正など、村政運営に関わる重要な案件の審査が予定されております。中でも、令和6年度決算審査は、村が1年間に実施した事業や、施策の成果と課題を明らかにし、財政の健全性や執行状況を総合的に検証する極めて重要な審査となりますので、慎重なるご審議をお願い申し上げます。

それでは、諸般の報告を申し上げます。

閉会中は、議員各位におかれましてはそれぞれの立場から積極的な議員活動を展開していただき、村政の推進にご尽力を賜りましたことに対し、心から感謝申し上げます。

6月25日には、アメリカ・イーグルポイント市から学生たちが来村され、歓迎会が開催されました。議員全員で出席し、引率されたカシー市長とは、2年ぶりの再会となりました。

7月11日には、村づくり協力委員会と合同で毎年恒例の花いっぱい運動を実施し、その後、農業委員会とともに村有林の下草刈りを行いました。

翌12日には、友好交流協定を締結している玉村町の花火大会に招待され、議員全員で参加し、玉村町議会と親睦を深めてまいりました。

7月25日には、群馬県議会議長会理事会が市町村会館で開催され、今後の議会活動や研修会等について協議いたしました。

翌26日は、利根沼田文化会館にて、第60回群馬県手をつなぐ育成大会が開催され、出席いたしました。

7月29日には、中学生海外交流事業壮行会が開催され、文教産建常任委員が出席し、激励を行ってまいりました。

また、7月31日は、国道17号綾戸バイパス建設促進期成同盟会総会に、文教産建常任委員長とともに出席いたしました。

8月17日には、堤前村長の旭日双光章受賞祝賀会が開催され、議員をはじめ多くの関係者が出席し、心よりお祝いを申し上げました。

8月20日は、昭和村戦没者追悼式が戦後80年という節目の年に当たって挙行され、謹んで戦没者の御靈に哀悼の誠を捧げてまいりました。

8月25日は、利根郡議会議員・事務局長研修会が昭和村公民館で開催され、災害と議会・議員の役割などについて学び、研修を受けてまいりました。

さて、今定例会におきましては、議案9件、認定6件、報告3件、合計18件の案件が村長より提出されております。

議員各位におかれましては、慎重なるご審議を賜り、円満なうちに本定例会が終了いたしますようよろしくお願ひ申し上げます。

最後に、執行部の皆様方のご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

---

## ◎開会の宣告

○議長（永井一行君）　ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しております。

ただいまから令和7年第3回昭和村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

## ◎村長挨拶及び行政報告

○議長（永井一行君）　損業挨拶及び行政報告をお願いいたします。

村長。

[村長　高橋幸一郎君発言]

○村長（高橋幸一郎君）　皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和7年第3回議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中、ご出席を賜り開会できますことに心から感謝を申し上げます。

さて、ここ数年、夏が来る度に「今年が一番暑い」などと言われておりましたが、それを証明するかのように、3年連続で最も暑い夏となりました。9月1日に、気象庁は6月から8月の日本の平均気温は統計を取り始めた1898年以降で最も高かったと発表しました。直近30年の平均気温より2.36度高く、また全国914地点ある計測箇所のうち207地点で最高気温を更新しました。40度以上を記録したのは全国25地点で、群馬県内では、伊勢崎市で8月5日に国内最高気温となる41.8度を記録しました。

気象庁によると、9月も2週間程度は猛暑日が続くと予想され、まだまだ厳しい暑さが続くと見込まれます。例年であれば、朝晩が涼しくなり、日中も過ごしやすい時期ではありますが、引き続き、熱中症対策を取っていただければと思います。

そして、日中、高温になることで、上空の空気と温度差が大きくなり、大気が不安定になります。9月2日の19時頃、短時間ではありますが、突風・大雨・ひょうにより、村内各地で被害が報告されました。倒木が原因と思われる事故が、県道昭和インター線で発生したほか、村道でも10か所以上の倒木が確認できました。また、農業用パイプハウスが20棟以上、一部損壊していることが確認できました。ひょうによる被害は、糸井から橡久保の原にかけて、収穫前の野菜に穴が空くなどの被害が確認できました。被害額などの具体的な数値はまだ集計できておりませんが、被害に遭われた方々に対し、お見舞申し上げます。

それでは、6月議会以降の行政報告をさせていただきます。

6月13日ですが、昭和村PTA連絡協議会の総会に出席いたしました。

19日は、下仁田町の岩崎町長が来村され、コンニャク等の消費拡大を図るため意見交換を行いました。

24日は、大河原小の6年生に対し、村の成り立ちや村の未来について、講話を行いました。

25日は、横浜公園のコンニャク植えに合わせて、伊地知副市長、そして、新たに就任した渋谷議長を表敬訪問いたしました。残念ながら、悪天候のためコンニャク植えは延期されましたが、改めて横浜市とのつながりを意識いたしました。

26日から27日にかけて、長野県中川村で開催された日本で最も美しい村連合の総会に出席いたしました。

7月1日は、知事主催の未来構想フォーラムに出席いたしました。

8日は、県社会保険労務士会との災害時協力協定を締結いたしました。

11日は、議員の皆様や農業委員、村づくり協力委員の方々と花いっぱい運動や草刈り作業を行いました。

12日は、合併後、初となる沼高祭に出席いたしました。その夜は、玉村町で開催された田園夢花火たまむら花火大会に招待され、議員の皆様や村づくり協力委員の方々と出席しました。

16日は、昭和村キックオフ・フォーラム2025に出席しました。

14日は、一般社団法人日本子育て支援協会が主催する第6回日本子育て支援大賞2025を受賞しました。こちらは県内の自治体では昭和村が初めての受賞となり、充実した子育て支援策を打ち出していることを評価されました。

23日は、新たに副知事に就任された大塚副知事が来村され、村の状況などについて説明と意見交換を行いました。

24日は、第5分団と第10分団に配備される小型ポンプ車の納車式を行いました。

29日は、赤城林間学園で横浜市教職員初任者研修が開催され、講話を述べさせていただきました。同じ日ですが、中学生海外交流事業壮行会に出席しました。

31日は、国道17号綾戸バイパス建設促進期成同盟会の総会に出席いたしました。

8月4日ですが、山本知事と町村長との意見交換会に出席いたしました。町村長から様々な意見が上がる中、昭和村として、コンニャクの消費拡大と農業生産費を市場の取引

価格に、適正に転嫁する仕組みづくりを要望してきました。

5日から3日間に渡り、令和6年度の決算審査を受検いたしました。萩原代表監査委員、片柳監査委員におかれましてはお忙しい中、細かく審査していただき誠にありがとうございます。

同じく5日は、全国大会と関東大会に出場する昭和中の女子柔道部と水泳部の生徒達から表敬訪問を受けました。

9日から10日にかけて、茨城県取手市の第70回とりで利根川大花火に合わせ、職員間で実施している交流会に出席いたしました。

17日は、前村長である堤盛吉氏の旭日双光章受章記念祝賀会を開催しました。大変多くの方に出席いただき、発起人としてうれしく思います。

20日は、利根沼田の市町村長らと利根地方総合開発協会の要望書を知事・県議会議長へ提出してきました。

21日は、議員の皆様と宇都宮市清原工業団地内にある清原スマートエネルギーセンターを視察しました。

9月に入りまして、2日は、簡易水道運営協議会、そして、消防委員会を開催いたしました。

さて、本定例会にお願いをいたします案件につきましては、議案では条例改正1件、補正予算6件、契約締結案件2件、令和6年度の決算認定6件、そして報告3件をご審議いただくものであります。

決算認定につきましては、決算審査意見書を踏まえた中で、議員各位からご意見をいただき、今後の事業執行や来年度の予算編成に反映させていきたいと考えております。十分ご審議をいただき、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 議場内、大分暑くなっています。上着の着脱等は各自の判断で行ってください。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永井一行君）　日程第1、会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番議員、片柳悦夫君、8番議員、藤井貞充君を指名いたします。

---

◎日程第2　会期の件について

○議長（永井一行君）　日程第2、会期の件についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日8日より19日までの12日間とし、この間十分議会活動をしていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（永井一行君）　意義ないものと認め、会期は本日より19日までの12日間と決定いたしました。

これより議案審議に入ります。

---

◎日程第3　議案第33号　昭和村道の駅条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君）　日程第3、議案第33号　昭和村道の駅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

[係長朗読]

○議長（永井一行君）　村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長　高橋幸一郎君発言]

○村長（高橋幸一郎君）　議案第33号　昭和村道の駅条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、昭和村道の駅条例第9条別表第1にある農産物等販売における施設使用料と、第12条指定管理者の村への納付割合を改正するものであります。

旬菜館においては、お客様からキャッシュレス決済の導入要望が多数あることや、現金を持たないお客様の新規獲得、またキャッシュレス化により売上げアップが期待できることから、キャッシュレス決済を令和6年4月より導入しております。導入に当たり、決済

サービス事業者に支払う決済手数料が発生することから、近隣のキャッシュレス決済導入済み農産物直売所の使用料を参考に、旬菜館の施設使用料を変更しております。

農産物・加工品等については売上高の13%を15%へ、冷蔵施設利用農産物、加工品等については18%を20%へ、それぞれ2%の引上げを行っております。

また、使用料の引上げについては令和5年12月11日に議会全員協議会にお諮りし、旬菜館出荷者に対しては令和6年1月30日に公民館で説明し、承認を得て、令和6年4月1日から改正後の使用料をいただいております。

今回、決算事務において、昭和村道の駅条例第9条の使用料について改正が行われていないことが発覚したため、遡及適用の改正をお願いするものであります。

あわせて、昭和村道の駅条例第12条において、指定管理者の村への納付割合が定められていますが、コロナ禍以降の売上増により、村への納付額が条例で定めている売上額の3%を超えていることから、村への納付額について現行の売上額の3%以内の金額を5%以内の金額へ、2%引き上げる改正をお願いしたものであります。

十分にご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君）　ただいま説明のありました議案第33号につきましては、本日は提案理由の説明のみであります。

---

◎日程第4　議案第34号　昭和村体育施設照明LED改修工事契約の締結について

○議長（永井一行君）　日程第4、議案第34号　昭和村体育施設照明LED改修工事契約の締結についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

[係長朗読]

○議長（永井一行君）　村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長　高橋幸一郎君発言]

○村長（高橋幸一郎君） 議案第34号 昭和村体育施設照明ＬＥＤ改修工事契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、お願いをいたします案件は、昭和村体育施設照明のＬＥＤ改修に伴う工事の請負契約の締結であります。

9月3日に一般競争入札を実施し、落札者が決定したため、この工事請負契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当することから、議会の議決をお願いするものであります。

なお、工事内容については、総合運動公園の野球場、多目的グラウンド、テニスコート、屋内運動場、そして昭和中グラウンドとテニスコートの照明を水銀灯からＬＥＤに改修する工事となります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） これより議案第34号について質疑に入ります。

9番 林幸司君。

[9番 林 幸司君発言]

○9番（林 幸司君） 先日、全員協議会で詳細な説明をいただきましたのでダブらないように質問をさせていただきます。

福島建築設計事務所がホームページにもアップしております昭和村体育施設照明ＬＥＤ改修工事の設計図案ですけれども、この中で、一番数多く使われる1,000ワットクラスのＬＥＤ照明、消費電力は390ワットですが、この機種を見るとパナソニックの6月に発売されたばかりの最新型機種相当というふうに書いてあります。相当ですから、同じような機種ならどこのメーカーでも構わないよという意味だと思うんですが、せっかく最新型の機種が出ましたので、このパナソニックの最新型のＬＥＤ照明をぜひ、全て採用していただけるように、少しいろいろあっても古い機種、日進月歩の時代ですから、1年も2年も3年も前の機種じゃなくて、最新型のこの照明を。

ネットで調べてみたら、大体1個80万ぐらいの、我々が買おうとすると1個80万ぐらいするので、ネットで売られているんです。大体300個使うわけですよ、80万の照明を。

ですから、できるだけ最新型を使ってもらいたいということの要望で、担当課長、その辺の認識はどうかという点が1つと、あと、村民が使いますテニスコートやグラウンドや球場が工事中は使えなくなる、工事中、使いながら、例えばナイター照明の場合、夜はもう使えなくなりますよね。昼間は使えるかもしれないけれども、できるだけ村民の皆さんがいつからいつまで使用できないのかというのを早めに周知しないと、明日から使えませんよでは困るわけで、もう当局のほうでは、当然考えていると思うんで、各施設ごとに村民が利用できない期間はいつからいつまでを予定しているのか、説明していただきたいと思います。

○議長（永井一行君） 教育局長。

○教育局長（島田宏充君） 林幸司議員さんのただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まずパナソニック相当ということでありまして、この相当というのは、やはり相当でありまして、業者さんが決定をするということになりますので、これは相当ということでおろしくお願いをしたいと思います。

また工事の時期につきましては、今回、この議決をいただきましてから発注をさせていただきます。部品の発注につきましては、メーカーのほうは受注生産でありまして、まだいつということが決まりません。ですので、そこら辺を見ながら、村民の方々の利便性を考えながら進めていきたいというふうに思っていますので、今の段階ではまだ決定をしていませんのでよろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第34号 昭和村体育施設照明ＬＥＤ改修工事契約の締結についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第35号 昭和村立小中学校G I G Aスクール構想情報機器購入契約の締結について

○議長（永井一行君） 日程第5、議案第35号 昭和村立小中学校G I G Aスクール構想情報機器購入契約の締結についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

[係長朗読]

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 高橋幸一郎君発言]

○村長（高橋幸一郎君） 議案第35号 昭和村立小中学校G I G Aスクール構想情報機器購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、お願いをいたします案件は、令和2年度に導入した小中学校の一人一台端末が5年を経過することから、機器の入替えを行うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

調達方法につきましては、アプリケーションソフトウェアを含む情報端末、単価、事業者の選定を群馬県に委任し、前回の導入時と同様に共同調達によるものとなります。今般、事業者及び購入価格が決定したことから、議会の議決後、本契約を締結し、手続を進めていきたいと考えております。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） これより議案第35号について質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第35号 昭和村立小中学校G I G Aスクール構想情報機器購入契約の締結についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第36号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（永井一行君） 日程第6、議案第36号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

[係長朗読]

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第36号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願ひいたします補正予算は、歳入・歳出それぞれ1億4,396万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を52億7,991万3,000円とするものであります。

まず、歳入ですが、11款地方交付税は、交付額の確定により、1億6,761万1,000円の増額となります。

15款国庫支出金2項国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加などにより、679万7,000円の増額となります。

16款県支出金2項県補助金は、環境負荷低減・資源循環型農業推進モデル事業補助金の追加により、40万9,000円の増額、3項県委託金は、国勢調査委託金等の追加により、76万9,000円の増額となります。

18款寄附金は、指定寄附の申出があったことにより、10万円の増額となります。

19款繰入金は、財源調整により、財政調整基金繰入金が1億2,863万6,000円の減額、返礼事業に充当するため、緑の大地ふるさとしょうわ基金繰入金が8,451万円の増額となります。

22款村債は、Jアラートの新型受信機の整備により、緊急防災・減災事業債が1,030万円の増額、体育施設のLED更新費用の増により、脱炭素化推進事業債が210万円の増額となります。

次に歳出ですが、1款議会費は、職員の共済費の等級変更により、9万円の増額となります。

2款総務費1項総務管理費は、1目一般管理費で特別職人件費の増や公用車カーナビのNHK受信料、ふるさと納税の返礼事業費の増などにより、8,781万2,000円の増額、5目財産管理費は、村有施設の下草刈り費用の追加や売却した別荘地の管理料の減により、13万4,000円の増額、6目企画費は、昭和村イメージソングの制作業務委託料の増や申請者の増加による空き家解体補助金の増などにより、243万2,000円の増額となります。

2項徴税費は、職員人件費の増により、35万6,000円の増額、3項戸籍住民基本台帳費は、職員人件費の増により、49万円の増額、4項選挙費は、参議院議員通常選挙の郵送料

が不足したため、41万9,000円の増額、5項統計調査費は、統計調査員の人数が確定したことにより、37万9,000円の増額となります。

3款民生費 1項社会福祉費は、申請者の増加により高齢者世帯等エアコン設置補助金の増や子ども・子育て支援事業費繰出金の増などにより、256万1,000円の増額、2項児童福祉費は、職員人件費の増や保育園職員のB型肝炎抗体検査委託料の追加により、69万1,000円の増額となります。

4款衛生費 1項保健衛生費は、5歳児検診のオンライン実証実験費用の追加などにより、54万円の増額、2項環境衛生費は、水道基本料金の減免により簡易水道事業会計繰出金が327万8,000円の増額となります。

6款農林水産業費 1項農業費は、農業振興地域整備計画基礎調査資料作成業務委託料の追加や防風ネットの移設が必要となったことによる小規模農村整備事業の増、下水道基本料金の減免による下水道事業会計繰出金の増などにより、1,221万3,000円の増額となります。

8款土木費 1項道路橋梁費は、職員人件費の増により、8万円の増額となります。

9款消防費は、Jアラートの新型受信機の整備により、1,030万7,000円の増額となります。

10款教育費 1項教育総務費は、職員人件費の増や新システム導入に伴う小中学校校務システムのデータ移行費用の追加、奨学金返済支援補助金の申請者増などにより、605万6,000円の増額となります。

2項小学校費は、南小学校の給食用牛乳冷蔵庫の故障による入替えなどにより、121万1,000円の増額、3項中学校費は、全国大会等選手派遣補助金の増により、140万円の増額、5項社会教育費は、公民館図書室の図書購入費や永井圃場整備箇所の埋蔵文化財発掘調査費の追加により、1,116万1,000円の増額、6項保健体育費は、給食センターの会計年度任用職員の追加や支障木の伐採費用の追加により、230万円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします一般会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（永井一行君）　ただいま説明のありました議案第36号につきましては、本日は提案理由の説明のみであります。

---

◎日程第7　議案第37号　令和7年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（永井一行君）　日程第7、議案第37号　令和7年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

[係長朗読]

○議長（永井一行君）　村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長　高橋幸一郎君発言]

○村長（高橋幸一郎君）　議案第37号　令和7年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入・歳出それぞれ120万2,000円を追加し、歳入・歳出予算の総額を12億3,073万4,000円とするものであります。

まず、歳入ですが、7款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計繰入金が120万2,000の増額となります。

次に、歳出ですが、1款総務費1項総務管理費は、会計年度任用職員の共済費の改定による増や新たに導入される子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修費用の追加により、120万2,000円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします国民健康保険特別会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（永井一行君）　ただいま説明のありました議案第37号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

---

◎日程第8 議案第38号 令和7年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（永井一行君） 日程第8、議案第38号 令和7年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

[係長朗読]

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 高橋幸一郎君発言]

○村長（高橋幸一郎君） 議案第38号 令和7年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入・歳出それぞれ、843万8,000円を追加し、歳入・歳出予算の総額を8億975万2,000円とするものであります。

まず、歳入でありますが、9款繰入金2項基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金で843万8,000円の増額となります。

次に歳出でありますが、5款地域支援事業費1項介護予防日常生活支援総合事業は、高額介護予防サービス費の負担見込みにより、5万円の増額となります。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、前年度支払基金交付金の精算に伴う返還金等で、838万8,000円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします介護保険特別会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第38号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

---

◎日程第9 議案第39号 令和7年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（永井一行君） 日程第9、議案第39号 令和7年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

[係長朗読]

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 高橋幸一郎君発言]

○村長（高橋幸一郎君） 議案第39号 令和7年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入・歳出それぞれ46万8,000円を追加し、歳入・歳出予算の総額を1億2,210万2,000円とするものであります。

まず、歳入ですが、2款繰入金1項一般会計繰入金は、子ども・子育て支援事業費の繰入金として、27万7,000円の増額となります。

4款諸収入2項償還金及び還付加算金は、後期高齢者医療広域連合からの還付金で、19万1,000円の増額となります。

次に、歳出ですが、1款総務費1項総務管理費は、新たに導入される子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修費用として、27万7,000円の増額となります。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、後期高齢者医療保険料の過誤納付金を被保険者へ還付するため、19万1,000円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします後期高齢者医療特別会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第39号につきましても、本日は提

案理由の説明のみであります。

---

◎日程第10 議案第40号 令和7年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（永井一行君） 日程第10、議案第40号 令和7年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

[係長朗読]

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 高橋幸一郎君発言]

○村長（高橋幸一郎君） 議案第40号 令和7年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、収益的収入・収益的支出それぞれ571万5,000円を追加し、収益的収入1億7,174万1,000円、収益的支出1億7,093万2,000円とするものであります。

まず、収益的収入ですが、1款簡易水道事業収益1項営業収益は、物価高騰支援による交付金を活用した減免事業により1,611万8,000円の減額、2項営業外収益は、減免事業に伴う使用料の補填分として他会計補助金が1,611万8,000円の増額、3項特別利益は、基金からの繰入で571万5,000円の増額となります。

次に収益的支出ですが、1款簡易水道事業費用1項営業費用は、人件費及び委託料の追加により、571万5,000円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします簡易水道事業会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第40号につきましても、本日は提

案理由の説明のみであります。

---

◎日程第11 議案第41号 令和7年度昭和村下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（永井一行君） 日程第11、議案第41号 令和7年度昭和村下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

[係長朗読]

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 高橋幸一郎君発言]

○村長（高橋幸一郎君） 議案第41号 令和7年度昭和村下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、収益的収入・収益的支出それぞれ100万円を追加し、収益的収入2億6,827万6,000円、収益的支出2億6,618万1,000円とするものであります。

まず、収益的収入ですが、1款下水道事業収益1項営業収益は、物価高騰支援による交付金を活用した減免事業により1,858万5,000円の減額、2項営業外収益は、減免事業に伴う使用料の補填分として、他会計補助金が1,858万5,000円の増額、3項特別利益は、基金からの繰入が100万円の増額となります。

次に収益的支出ですが、1款下水道事業費用1項営業費用は、修繕費の不足が見込まれるため100万円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします下水道事業会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第41号につきましても、本日は提

案理由の説明のみであります。

お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

10時45分に再開いたしますので、よろしくお願ひいたします。

午前10時27分休憩

---

午前10時45分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

◎日程第12 認定第1号 令和6年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定について

◎日程第13 認定第2号 令和6年度昭和村国民健康保険特別会計歳入・歳出決算認定について

◎日程第14 認定第3号 令和6年度昭和村介護保険特別会計歳入・歳出決算認定について

◎日程第15 認定第4号 令和6年度昭和村後期高齢者医療特別会計歳入・歳出決算認定について

◎日程第16 認定第5号 令和6年度昭和村簡易水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

◎日程第17 認定第6号 令和6年度昭和村下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（永井一行君） 日程第12、認定第1号 令和6年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

日程第12、認定第1号から日程第17、認定第6号までは関連がございますので、一括して議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、日程第12、認定第1号 令和6年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定について、日程第13、認定第2号 令和6年度昭和村国民健康保険特別会計歳入・歳出決算認定について、日程第14、認定第3号 令和6年度昭和村介護保険特別会計歳入・歳出決算認定について、日程第15、認定第4号 令和6年度昭和村後期高齢者医療特別会計歳入・歳出決算認定について、日程第16、認定第5号 令和6年度昭和村簡易水道事業剩余金の処分及び決算の認定について、日程第17、認定第6号 令和6年度昭和村下水道事業剩余金の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

[係長朗読]

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 高橋幸一郎君発言]

○村長（高橋幸一郎君） 認定第1号から6号、認定第1号 令和6年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定から認定第6号 令和6年度昭和村下水道事業剩余金の処分及び決算の認定まで、一括上程のお許しをいただきましたので、一括して説明を申し上げます。

まず、認定第1号 令和6年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定についての説明を申し上げます。

本村では少子化や人口減少が進む中で、諸課題に対応しつつ持続可能な行政運営を推進していくことが求められていることから、健全な財政運営と村民への質の高いサービスの提供を目指し、村づくりを推進してまいりました。

令和6年度の決算については、自主財源の構成比は50.5%で、ふるさと納税の寄附額の減少により前年度を5.0ポイント下回りました。

依存財源の構成比は49.5%となり、そのうち、地方交付税が全体の28.2%を占め、依然として依存財源に頼らざるを得ない状況であることに変わりはありません。

さて、令和6年度一般会計の決算の状況ですが、歳入総額は61億5,864万9,000円で前年度比4.7%の減、歳出総額は57億188万7,000円で前年度比4.8%の減であります。

一般会計の歳入全体を項目別に見ますと、村税は12億3,206万3,000円で前年度比2.0%の減であります。主な要因としては、定額減税による個人住民税の減少などによるためであります。

地方交付税は17億3,896万1,000円で、前年度比0.9%の増であります。

国庫支出金は4億6,133万9,000円で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増加などにより前年度比18.2%の増であります。

県支出金は3億7,070万9,000円で、小規模農村整備事業補助金の増加などにより、前年度比9.3%の増であります。

財産収入は4,526万円で、前年度は閑屋工場用地の土地の売却があったため、前年度比68.7%の減であります。

寄附金は5億5,388万7,000円で、前年度比37.8%の減となりましたが、ふるさと納税の寄附額が減少したことによるものであります。

繰入金は8億7,948万1,000円で、前年度比9.5%の減となりましたが、緑の大地ふるさとしょうわ基金繰入金が減少したことによるものであります。

諸収入は1億4,163万5,000円で、システム標準化に伴う補助金の増加により、前年度比112.8%の増であります。

村債は8,601万1,000円で、消防ポンプ車の購入に伴う防災対策事業債の借入額の増加などにより、前年度比14.2%の増であります。

次に、歳出を性質別に見ますと、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費は、合わせて17億8,262万4,000円で、前年度比7.9%の増であります。

このうち人件費は8億6,839万7,000円で、前年度比4.8%の増であります。

扶助費は6億3,469万9,000円で、物価高騰対策給付金の増などにより、前年度比15.1%の増であります。

公債費については交付税措置のある地方債が大半を占めておりますが、後年度において支出が伴うことから、返済計画を充分に考慮しながら適切な借入れを行っております。

令和6年度は2億7,952万8,000円で、前年度比2.7%の増となりましたが、これは、令和4年度に借り入れた公共施設等適正管理推進事業債などの償還が始まったことによるものであります。

投資的経費の中で普通建設事業費は6億3,984万8,000円で、前年度比4.8%の増であります。

このうち、補助事業費は2,459万9,000円で、前年度比55.4%の減であります。主な要因は、橋梁点検委託料の減によるものであります。

単独事業費は4億7,900万4,000円で、前年度比7.9%の減であります。主な要因は、役場新庁舎建設工事の2期工事が終了したことによるものであります。

需用費、役務費、委託料等を合わせた物件費は8億4,454万4,000円で、前年度比1.1%の増となります。これは、地方公共団体情報システムの標準化・共通化委託料の増加などによるものであります。

負担金、補助金、交付金等を合わせた補助費は10億2,159万5,000円で、前年度比15.1%の増であります。

繰出金は3億4,464万7,000円で、前年度比47.5%の減であります。補助費及び繰出金の増減は簡易水道事業や下水道事業が法適用となったため、繰出金を補助費として扱うこととなったことなどによります。

令和6年度は世界的な原材料価格の高騰や円安による海外からの輸入コストの増加などにより、あらゆる物の価格が高騰しており、住民生活や事業者への経済的負担が大きくなっています。

令和6年度に行った本村の物価高対策の取組としては、住民生活への負担軽減を図るため、上下水道の基本料金等の減免を行っています。また、給食費や保育料の無償化、園児の使用済みおむつ回収なども、村単独事業として開始しております。

また、ふるさと納税については、制度改正の影響を受け、昨年度よりも寄附額が減少したもの、全国より5億円以上のご寄附をいただいたことに感謝を申し上げるとともに、この寄附金を有効活用し、本村の活性化等を図るべく事業を進めてまいります。

以上、令和6年度一般会計歳入・歳出決算認定についての説明とさせていただきます。

次に、認定第2号 令和6年度昭和村国民健康保険特別会計歳入・歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険制度は財政運営において群馬県が中心的な役割を担い、市町村で資格管理や保険給付、保険税の賦課・徴収などを担当しております。

まず、歳入でありますが、総額は13億5,459万円で、前年度比7.6%の増であります。主な要因につきましては、4款県支出金の普通交付金が増加したものであります。

次に、歳出でありますが、総額は12億6,914万2,000円で、前年度比7.5%の増であります。主な要因は、療養給付費と高額療養費の増加が影響し、2款保険給付費が増加したことによるものであります。

なお、歳入・歳出の差引額8,544万8,000円につきましては、全額、翌年度への繰越金とさせていただきます。

以上、令和6年度国民健康保険特別会計歳入・歳出決算認定についての説明とさせていただきます。

次に、認定第3号 令和6年度昭和村介護保険特別会計歳入・歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険事業においては、令和6年度から令和8年度の3年間の計画である、第9期昭和村介護保険事業計画に基づいて、適切な事業運営を行っているところであります。また、介護保険サービスを利用する際は、かかった費用のうち一定割合の額を利用者が負担し、残りの額は介護保険給付で負担しております。

それでは、令和6年度介護保険特別会計の決算状況について、説明をいたします。

まず、歳入でありますが、総額は8億3,302万3,000円で、前年度比7.4%の減であります。主な要因は、令和6年度は保険料の見直しを行い、全体的に保険料を下げたことによるものであります。

次に、歳出でありますが、総額は7億8,482万円で、前年度比3.6%の減であります。主な要因は、2款保険給付費が減少したことによるものであります。

なお、歳入・歳出の差引額4,820万4,000円につきましては、全額、翌年度への繰越金とさせていただきます。

以上、令和6年度介護保険特別会計歳入・歳出決算認定についての説明とさせていただきます。

次に、認定第4号 令和6年度昭和村後期高齢者医療特別会計歳入・歳出決算認定についての、説明を申し上げます。

本会計は、原則として75歳以上の方が加入する後期高齢者医療保険制度を扱っており、

事業主体は群馬県後期高齢者医療広域連合です。村では主に保険給付や保険料の徴収などの業務を担当しております。

まず、歳入でありますと、総額は1億1,243万8,000円で、前年度比7.7%の増となっております。主な要因は、被保険者数の増に伴い、1款後期高齢者医療保険料や、2款繰入金などが増加したことによるものであります。

次に、歳出でありますと、総額は1億987万9,000円で、前年度比6.7%の増となっております。主な要因は、2款後期高齢者医療広域連合納付金のうち、保険基盤安定負担金と保険料負担金が増加したことによるものであります。

なお、歳入・歳出の差引額、255万9,000円につきましては、全額、翌年度への繰越金とさせていただきます。

以上、令和6年度後期高齢者医療特別会計歳入・歳出決算認定の説明とさせていただきます。

次に、認定第5号 令和6年度昭和村簡易水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

簡易水道事業につきましては、地域住民の生活に必要不可欠な水道水の安全性確保や安定供給を目的にし、事業の円滑な運営を図るため、運営協議会を諮問機関とし、長期的な展望に立ち、水道施設の整備等を実施してまいりました。

まず、収益的収支につきましては、収入が使用料、他会計補助金等の1億8,359万5,000円に対しまして、支出は施設の維持管理費等の1億5,123万9,000円で、3,235万6,000円の純利益が生じました。

資本的収支につきましては、収入が企業債、他会計補助金等の921万8,000円に対しまして、支出は建設改良費及び企業債償還金で5,442万円となっており、収支不足額の4,520万2,000円は損益勘定留保資金等で補填いたしました。また、当年度未処分利益剰余金の処分につきましては3,009万1,000円を翌年度に繰越しをさせていただきます。

以上、令和6年度昭和村簡易水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての説明とさせていただきます。

次に、認定第6号 令和6年度昭和村下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、農業集落排水事業は生活排水を管路により汚水処理施設に集め、集合処理による汚水浄化を実施し、その後、放流するものであります。

現在4地区の処理場が稼働しており、接続率は、全体で84.8%となっております。

また、赤城高原地域では、住居が点在しているため、平成13年度から戸別浄化槽事業により、合併処理浄化槽を市町村整備型により推進しております。令和6年度末現在で435基を設置し、うち425基が使用されております。

まず、収益的収支につきましては、収入が使用料、他会計補助金等の2億9,101万5,000円に対しまして、支出は施設の維持管理費等の2億5,060万1,000円で、4,041万4,000円の純利益が生じました。

資本的収支につきましては、収入が企業債、他会計補助金等の1億4,092万円に対しまして、支出は建設改良費及び企業債償還金で2億379万4,000円となっており、収支不足額の6,287万4,000円は損益勘定留保資金等で補填いたしました。また、当年度未処分利益剰余金の処分につきましては4,375万円を翌年度に繰越しをさせていただきます。

以上、令和6年度昭和村下水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての説明とさせていただきます。

認定第1号 令和6年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定から認定第6号 令和6年度昭和村下水道事業剰余金の処分及び決算の認定までの説明を終わりますが、十分ご審議の上、認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（永井一行君） ただいま村長から提案理由の説明が終わりました。

続いて、認定第1号 令和6年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定についてから認定第6号 令和6年度昭和村下水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてまでは、監査委員から決算審査意見書が提出されておりますので、報告をお願いいたします。

代表監査委員 萩原正樹君。

[代表監査委員 萩原正樹君発言]

○代表監査委員（萩原正樹君） 議長よりご指名をいただきましたので、令和6年度昭和村一般会計及び特別会計並びに事業会計の歳入・歳出決算に関する審査結果をご報告申し上げます。

村長から審査に付された令和6年度昭和村一般会計及び特別会計、事業会計の歳入・歳

出決算書並びに決算関係書類を法令に基づき決算計数と各書類を審査いたしました。

審査は、決算書式の適否、各計数の正否及び予算執行状況について、その内容確認を行いました。その結果、決算書及び関係書類はどれも法令に準拠し、かつ前年度の会計と同一基準で作成されており、計数も関係書類と正確に符合し、決算内容も適正であると認めました。

また、予算の執行状況についても適正であると認めましたので、その旨の審査意見書を村長宛て、8月28日に提出いたしました。

審査意見書に記載しておりますが、決算状況、財政指標及び基金の状況等から判断すると、税金滞納の増加、ふるさと納税の減少などの課題はありますが、財政運営はおおむね健全であり、評価できるものであります。

次に、財政の健全化判断比率等については、審査の結果、比率は基準内の数値であり、適正であると判断し、その旨の意見書を併せて提出いたしました。

また、令和6年度の行政運営は、どの事業も柔軟で適切な対応がなされていることを確認いたしました。

よって、行財政運営はおおむね健全であると判断いたしました。

以上が決算審査の概要であります。詳細は各意見書をご参照ください。

昨年、この場で今後の財政状況を予想すると、自主財源は減少、社会保障費やインフラ維持費などの増加により、財政運営は厳しくなるため、長期財政見通しを立て、今後の対応方針を検討していただきたいと申し上げました。昨年10月、財政係で長期財政見通しと今後の対応についてを策定し、職員及び議会向けに説明会を実施していただきました。概略は、歳入・歳出の差引きで、毎年5億円の赤字、財政調整基金とふるさと納税で赤字を補填、財政調整基金は令和15年で枯渇するという厳しい見通しです。しかし、この見通しには、今後、検討が本格化する学校の統廃合案件や公民館、昭和の湯などの老朽化した多数ある公共施設の設備案件は含まれておりません。総費用はどれほどになるか分かりませんが、財政状況がさらに厳しくなることは容易に想像できます。

人口減少が進む中、公共施設の最適配置、住民の利便性向上、費用対効果を考慮した上で、20年後、30年後まで残すべき公共施設は何か、負の遺産にならないためにはどうすべきか、改修、建て替え、複合化、廃止など、あらゆる選択肢を排除せず検討、また長期財

政見通しを活用し、持続可能な財政であるか、健全化を維持できる財政であるかなど予測しながら、多面的な検討をお願いします。

今後、厳しい局面を迎えます。議会と執行部がお互い良い知恵を出し合い、将来に禍根を残さない結論を出していただきたいと思います。

さて、今年度より「ともにつくろう 輝く昭和村」をスローガンにした第6次総合計画がスタートしました。住民主体で、行政と協働した村づくりを計画どおり実行し、いつまでも輝き続ける昭和村が実現されることを期待しております。

最後に、私ども監査委員は、監査が形式的にならないよう、新たな試みを取り入れながら、効率的で実効性のある監査となるよう努めております。昭和村が健全な行財政運営を維持できる自治体であり続けるために、今後とも監査業務に万全を期する所存であります。監査業務に対するご理解とご協力を願い申し上げ、令和6年度昭和村決算審査のご報告とさせていただきます。

○議長（永井一行君）　ただいま、代表監査委員萩原正樹君から決算審査の報告がなされました。

これより総括質疑に入ります。

9番議員 林幸司君。

[9番 林 幸司君発言]

○9番（林 幸司君）　各会計決算認定について、総括的に質疑を行います。

最初に地方債及び基金の推移について伺います。

地方債、村債の現在高、いわゆる借金の元金合計は39億1,900万円となっていますが、前年度答弁で73%は地方交付税で措置されると理解しています。いわゆる貯金である各種基金、積立金は75億1,580万円となっています。22年前は100億円を超えていた借金が39億円にまで減少し、30億円だった貯金は75億円にまで増えています。

そこで伺いますが、①各種基金積立金の合計75億円余は昭和村始まって以来、過去最高額だと思われますが間違ひありませんか。説明を求めます。

②過去20年間の地方債と基金の推移からして、20年間、毎年5億円以上の黒字決算が続いていることになりますが、間違ひありませんか。

③これだけ長期にわたり、黒字決算が続き、借金より貯金が35億円多い市町村は幾つも

ありません。黒字が続いている要因について説明を求めて、最初の質問といたします。

○議長（永井一行君） 総務課長。

〔総務課長 堤 美徳君発言〕

○総務課長（堤 美徳君） 林幸司議員さんの地方債及び基金の推移についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、①各種基金積立金の合計75億円は過去最高かについてですが、過去の実績を確認してみると、最高額になると思います。過去の推移を申し上げますと、昭和時代の後半は10億円台で推移し、平成2年から平成6年は30億円台、平成7年から平成21年頃まではほぼ20億円台、平成22年から平成30年頃は30から40億円台、令和元年から令和4年は50から60億円台、令和5年、6年は70億円台となっております。

この中で、15年間20億円台で推移していた期間のうち、債務残高が約80億円あった平成19年度には地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、健全化判断比率を算定するようになりました。この年度の健全化判断比率の算定数値を確認しますと、赤字比率は算定されていなかったものの、実質公債費比率は17.5%で、早期健全化基準の25%にあと7.5ポイントで到達する数値がありました。

また、債務残高と基金残高などを比較し算定する将来負担比率は38.7%で、債務残高のほうが多く、正の数値で表示されております。この時期は基金へ積み増していくことができないことはもちろんのこと、借金の返済により、やりたい事業も思うようにできない時期であったと思います。

その後、事業の見直しや歳出予算削減を図り、厳しい時期を乗り越え、債務残高も徐々に減っていき、現在では約半分の債務残高となっております。

近年、基金が増えた大きな要因は債務残高が減少したことに加え、ふるさと納税が好調な時期があったことによるものであると思います。

また、令和6年度に基金の中で基金残高が増え、一番多く積み立てたのは学校建築基金で約3億2,500万円の積立てをしており、基金残高が約17億600万円となっております。

これからも将来を見据えた基金の運用や地方債の借入れを行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、②20年間、毎年5億円以上の黒字決算が続いているかについてですが、地方公共

団体の決算が黒字か赤字かの区分を行う場合には実質収支の額がプラスかマイナスかによって判断いたします。全6会計の実質収支額の合計額で申し上げますと、20年間で合計額が5億円を超えたのは、直近5年間を含む9年間となります。

次に、③の黒字が続いている要因についてですが、全国的に見ても赤字とならない自治体はまれで、令和元年度から令和5年度決算を見ていきますと、全国で赤字となった団体数は、令和元年はゼロ、令和2年度が自治体で1団体、令和3年度が一部事務組合で1団体、令和4年度が自治体が1、一部事務組合が1の合計で2団体、令和5年度が一部事務組合で2団体となります。赤字となることは、財源がなく事業を執行したことになりますので、赤字決算にならないよう財源を確保した上で適正な事業執行に努めております。

また、全会計が黒字となりましたが、予算があるから使い切るということを前提に事業を行うのではなく、事業を行う前に事業の執行の方法や事業費を抑える方法を考えた上で行うなど、一つ一つの取組の積み重ねにより黒字になっていると思います。

近年の一般会計の実質収支を見ていきますと、コロナ禍の令和3年度の約4億9,000万円をピークに毎年減少しております。コロナ禍は事業の自粛等があり、毎年、継続的に経費をかけて行っていた事業ができなくなったことや、コロナ対策の事業を行うために国から多額の地方創生臨時交付金が交付されるなど、幾つかの要因により黒字額が大きかったと考えられます。

しかし、コロナ禍が明け、事業の再開に加え、村単独で行っている給食費の無償化、保育料の無償化や新たな助成事業、君河原橋の耐震補強なども加わり、収入の減少と歳出の増加により、令和5年度と令和6年度を比較すると黒字額は約5,000万円減少しております。

また、公営企業会計の簡易水道事業や下水道事業については黒字になったとはいえ、料金収入で事業費を賄うことができず、一般会計から繰入れ基準以上の繰入れを行っており、それにより黒字となっている状態であり、財政状況は大変厳しい状況にあります。

今後は他会計も含め、維持管理コストの削減、公共施設の在り方の検討、事業の見直しなどをを行いながら、財政運営をしていく必要があると考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上です。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

[9番 林 幸司君発言]

○9番（林 幸司君） 100億円を超えていた借金があったときがあったんですけども、一番大きい事業はやっぱり赤城西麓事業で、600億円を超えるような大事業で、大きな村の負担としての起債、債務負担行為等があったということ。それから下水道も、現在もまだ続いているけれども、100億近い事業、こういった大きい事業が重なって、バブル前に100億を超えるような事態だったなど、そのときは本当に大変だったなど、望郷ラインなんかもありましたけれども。

しかし、昭和村は大変運がいいといいますか、幸い、農水省の補助事業で水道にしても、道路にしても、箱物施設も農水省の高い補助率の整備ができたと。これは沼田市なんかと比べると、大変、下水道だけだって、もう断トツ農水省のほうが補助率が高いという。

それに加えて、工業団地で、今、税収の3割近くを工業団地の税収が占めるように、工業団地やインターの開発、そしてメガソーラーだけでも2億円ぐらいの固定資産税が入ったり、ふるさと納税が10億も入ったりと、本当に運がいい村だなど、いろいろ重なったんで、こういう今、財政状況になっているんだなというふうに振り返っているわけなんですけれども、将来のことはなかなか想定はできませんが、本当に無駄遣いしてきたわけでなく、職員の皆さんも、前、村長が少数精銳だと、加藤村長のときは職員は人口の1%だと。8,000人の村なら80人の職員だということで、かなり職員も少数精銳でコストカットもした、職員の皆さんに負担もお願いしたという時期もありました。そういったもろもろが重なって、今の財政状況があるのかなという。

しかし、我々、決算、単年度、単年度で決算しますけれども、やはり一定の長期的、将来的、いろんな形でのものを見ながら、先ほど監査委員さんの方からも、これからの課題も示されましたけれども、そういったもろもろ見ながら、決算見ていかなければいけないなということで、基本的なことで一言お伺いしたわけでございます。

時間もありますので、あと3つほど聞かせていただきます。

地方交付税の推移について伺いますが、20年前、2004年度（平成16年度）決算では、歳入に占める地方交付税の比率は40.6%でしたが、今度の決算では28.2%まで下がっています。

①10%以上も下がった要因について説明を求めます。

②そのことにより20年間で自主財源と依存財源の比率はどのように変化しましたか、説明を求めます。

○議長（永井一行君）　総務課長。

[総務課長　堤　美德君発言]

○総務課長（堤　美德君）　林幸司議員さんの地方交付税の推移についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、①10%以上も下がった要因についてですが、まず、地方交付税の交付額については、平成16年度が16億6,852万2,000円、令和6年度が17億3,896万1,000円となっております。

令和6年度が7,043万円多く、交付をされております。

これに対し、歳入全体に占める地方交付税の割合は、平成16年度が40.6%、令和6年度が28.2%となっており、令和6年度のほうが12.4ポイント下回っております。

交付額が多いのに歳入全体に占める割合が下がっている要因は次のようなものが挙げられます。

まず、税収ですが、平成16年度は総額6億6,661万2,000円であったのに対し、令和6年度は約2倍の12億3,306万3,000円となっております。これは工業団地への企業誘致やメガソーラーの建設などが影響しております。

次に、国庫支出金ですが、平成16年度は1億489万2,000円、令和6年度は4億6,113万9,000円で、令和6年度が3億5,624万7,000円増加しております。主な要因は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や児童手当国庫負担金、障害者総合支援国庫負担金、子どもための教育・保育給付費負担金などが追加、増額されていることによるものです。

次に、寄附金ですが、平成16年度は200万円、令和6年度は5億5,388万7,000円で、令和6年度が5億5,088万7,000円増加しております。主な要因は、平成16年度にはなかったふるさと納税の寄附金によるものです。

次に、繰入金ですが、平成16年度は4億2,695万8,000円、令和6年度は8億7,948万1,000円で、令和6年度が4億5,252万3,000円増加しております。主な要因は、ふるさと納税によるもので、各種ふるさと納税活用事業や返礼品事業への繰入れ、赤城西麓事業基

金の繰入れによるものとなります。

これらの歳入が増加したことにより、令和6年度の歳入の合計額が61億5,864万9,000円となっており、平成16年度の41億1,373万2,000円と比較すると約20億円増加しております。令和6年度は地方交付税の増加額が7,043万円増加しておりますが、歳入総額が約20億円増加しているため、地方交付税の歳入総額に占める割合が10%以上下がることとなります。

次に、②20年間で、自主財源と依存財源比率はどのように変化したかについてですが、20年前の平成17年度の地主財源は14億2,645万6,000円で、歳入総額に対する割合は33%되었습니다。そして、令和6年度は16億8,631万3,000円増え、31億1,276万9,000円となり、歳入総額に対する割合は51%となります。

自主財源の比率が上がった要因には次のものが挙げられます。

まず、税収が20年前と比較し、5億475万8,000円増加しております。これも工業団地への企業誘致やメガソーラーの建設などが影響しております。

次に、寄附金は3億5,881万円増加しております。これもふるさと納税による寄附金によるものとなります。

次に、繰入金は6億2,115万8,000円増加しております。これもふるさと納税によるもので、各種ふるさと納税活用事業や返礼品事業への繰入れ、赤城西麓事業基金への繰入れによるものとなります。

以上が、現在と20年前を比較したものとなります。

続いて、自主財源の比率の推移については、平成17年度から平成27年度まではほぼ30%台で推移しており、平成28年度から現在まで40%台から50%台で推移しております。近年ではふるさと納税の寄附金や各種事業へ充当するための繰入金の影響を受け、自主財源の比率が上がっている状態にあります。今後も自主財源の比率はふるさと納税や学校建設などの大規模事業実施時の基金繰入れの影響を受けていくことが予想されますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

[9番 林 幸司君発言]

○9番（林 幸司君） 20年というスタンスで見ると、自主財源も増え、交付税は、比較的には若干ですけれども比率は交付税が下がるという、交付税が下がるということは基準財政収入額が増えるということですから、健全なあかしなんですよね。地方交付税がゼロになれば東京都のように不交付団体というふうに呼ばれるわけで、都道府県では東京都ただ一つでありますけれども、そういう意味じゃ20年間、至って健全財政的な総括ができるんじゃないかなというふうに思います。

ちなみに、ふるさと納税は基準財政収入額には入りませんのでお間違いないようにお願いしたいと思います。

やはり、長期のスタンスで財政を見ながら、やっぱり職員の皆さんも頑張ってきたし、みんなで頑張ってそういう村づくりをしてきたということも評価しつつ、これからのこととも考えていかなきやならないということを言いたかったと思うわけでございます。

時間もありますので3つ目、スーパー誘致事業について伺います。

実績報告書の72から74ページにスーパー誘致事業が掲載されていますが、サンモール昭和店がオープンして丸一年が経過いたしました。

そこで伺いますが、①この事業に使われた総事業費は幾らになるのか説明を求めます。

②市内に大型スーパーの出店が相次いでいることから、厳しい経営状況が心配されますが、1日平均の売上げ状況の推移について説明を求めます。

③経営体が株式会社ジェーソンに変更されたことの説明が記載されていますが、サンモール昭和店の経営にどのように影響しているのか、分かる範囲で説明を求めます。

○議長（永井一行君） 企画課長。

〔企画課長 加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君） それでは、林幸司議員さんのスーパー誘致事業についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、①のこの事業に使われた総事業費は幾らかにつきましては、土地や建物の購入、また改修費、最終的な工事監理委託費などを含めまして総額で1億1,402万6,000円となります。

続きまして、次の②の1日平均の売上げ状況の推移につきましては、平均で約33万円でございます。月額で1,200万円程度で推移をしているところでございます。

次に③の経営体がジェーソンに変更されたことにより、サンモール昭和店の経営にどのように影響しているかにつきましてですが、ジェーソンの代表取締役の方からの説明では、基本的には今までのサンモールの経営から大きく変わるものではなく、今までのサンモールの経営方針を継続しながら、必要に応じジェーソンの自社ブランドも併せて販売していくということとしているそうですので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

[9番 林 幸司君発言]

○9番（林 幸司君） 1日平均50万円以上売り上げないとなかなか維持できないというような、社長から当初そういったお話をございました。やはり、最初の頃は出足は50万円ぐらいからスタートしたようなんですが、かなり厳しい状況じゃないかなと思っています。サンモールさん、ジェーソン任せにしないで、村として何ができるのかというのは、やはり誘致した以上、村民の皆さんにも喜ばれるような形で、昭和村として何かできることがないか、やっぱり知恵を絞っていかなきやならないことが課題としてあるんじゃないかなというふうに思っています。

ジェーソンのお店があちこちにあって、私も一度行ってみましたが、ジェーソンのお店はそんなに大きい店舗じゃないんだけれども、特に飲み物を中心に物すごく単価が安くで、ほかの店と比べたら、やっぱり個性のある商品が並んでいました。これを昭和村でもうまく導入していただければ売上げが伸ばせるんじゃないかなと期待をしておりますので、村としてもぜひ、せっかく1億1,400万円も投資をしたんですから、少しいろいろ考えていきましょうということでお願いをしておきたいと思います。

時間もありますので、最後に4項目めの質問させていただきます。

システムの標準化について伺います。

実績報告に詳細の記載がありませんが、9,000万円を投入した大事業です。そこで伺いますが、①国は3割経費削減になると説明していますが、導入前と後で年間ランニングコストはどのように増減したのか説明を求めます。

②便利になったこと、不便になったこと、たくさんあると思いますので、分かる範囲で説明をお願いしたいと思います。

○議長（永井一行君） 企画課長。

[企画課長 加藤繁範君発言]

○企画課長（加藤繁範君） それでは、林幸司議員さんのシステム標準化についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず①のシステム導入の前と後で年間のランニングコストの増減につきましては、導入前の令和5年度が6,103万円です。そして、導入後の令和7年度が約9,469万円となっております。そして、その額を比較しますと約3,366万円が増額になるものとなります。

次に、②の便利になったこと、不便になったことにつきましては、まず便利になったことにつきましては、データ保存用のサーバーが庁舎内にあったものが村外のデータセンターに配備されることで、データ損失のリスクが軽減されることとなります。

次に、不便になったことは、標準化による様式の変更から、文字が小さくなったり、表示場所の変更などがあり、慣れるまでには少々時間があるものと思います。また、今までのシステムは昭和村独自の仕様を加えるなど、カスタマイズできるシステムでしたが、標準化により独自の仕様を加えることができなくなりましたので、慣れるまでの間は不便を感じるものであると思っております。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

[9番 林 幸司君発言]

○9番（林 幸司君） 今聞いてびっくりしちゃいました。国が3割経費が削減になるとお約束をして始めた9,000万円の事業なのに、それが削減どころか6,000万円から9,000万円に、1.5倍に増えてるんじゃないですか。これ、国による詐欺ですよね。これ、やっぱり市町村としても意見上げていかないといけないと思いますよ。3割削減になると言われて、3割どころか5割増えちゃったんじゃ、これはもう市町村、大変ですよね。これ、やっぱり都道府県、いろんな市町村挙げて国に、最低でも増えた分ぐらいはずっと補助してもらうのが当たり前だと思いますよ、国の命令で始めたシステムの改修ですから。これ何としても、村長さん先頭に、我々もですけれども、5割も増えた経費、何とかしてくれと声を上げていこうじゃありませんか。

それと、新聞にも報道されておりましたよね、納税証明だの、いろんな書類が何か、文

字がうんと増えちゃって分かりづらくなったということで、苦情も寄せられている市町村もあるようなんですかけれども、先ほど課長が言ったように、慣れるまで大変だと言いましたが高齢者は慣れません。高齢者はもう字が多過ぎて、とても読む気にもならないと。何とかいい方法はないんかなと思うんですけれども、そういう意見も上げていかないと改善されないと思うんで、全国共通ですから、意見が上がっていけば全国共通のシステムですから、国も改善してくれると思いますので、ぜひ良くなつたこと悪くなつたこと、負担が増えたこと、きちんと行政としても声を出していくよにお願いをして、時間もありますので、総括質疑を終わります。

○議長（永井一行君） これにて総括質疑を終わります。

お諮りいたします。

決算の審査については、議員全員の委員で構成する特別委員会を設置して審査したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（永井一行君） それでは異議ないものと認め、議員全員による特別委員会を設置し、審査することを決定いたしました。

設置する特別委員会の名称は、決算審査特別委員会に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、名称は、決算審査特別委員会に決定いたしました。

次に、特別委員会の委員長、副委員長の選任ですが、議長による指名推選としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、議長によって指名いたします。

委員長に8番議員、藤井貞充君、副委員長に5番議員、林勝美君を指名いたします。

それでは、特別委員会委員長に挨拶をお願いします。

決算審査特別委員会委員長、藤井貞充君。

[決算審査特別委員会委員長 藤井貞充君発言]

○決算審査特別委員会委員長（藤井貞充君） 今、議長より指名されました藤井貞充です。決算審査特別委員会の委員長として、これから頑張っていきたいと思います。議員の皆さんのご協力、また執行部の協力を得て、一生懸命やります。よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） ただいま設置いたしました決算審査特別委員会に、認定第1号から第6号までの令和6年度各会計決算を一括して付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、一括して決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第18 報告第3号 令和6年度昭和村一般会計継続費精算報告書について

○議長（永井一行君） 日程第18、報告第3号 令和6年度昭和村一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

[係長朗読]

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 高橋幸一郎君発言]

○村長（高橋幸一郎君） 報告第3号 令和6年度昭和村一般会計継続費精算報告書について、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年度から令和6年度にかけて、一般会計予算において計上いたしましたスーパー誘致事業に伴う継続費について、継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、一般会計継続費精算報告書を調製し、議会に報告をするものであります。

今回精算報告する継続費は、スーパー誘致用の建物の改修等を行った工事となります、実績については、令和5年度の支出済み額が2,904万円、令和6年度の支出済額が4,356万円、合計7,260万円となります。

十分にご審議くださいますようお願いを申し上げます。なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これを持って質疑を終結いたします。

以上をもちまして、報告第3号 令和6年度昭和村一般会計継続費精算報告書についてを終了いたします。

---

◎日程第19 報告第4号 令和6年度昭和村健全化判断比率等の報告について

○議長（永井一行君） 日程第19、報告第4号 令和6年度昭和村健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

[係長朗読]

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 高橋幸一郎君発言]

○村長（高橋幸一郎君） 報告第4号 令和6年度昭和村健全化判断比率等の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

健全化判断比率等の報告につきましては、平成19年6月に公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、令和6年度決算に基づく健全化判断比率等を報告するものであります。

健全化判断比率における実質赤字比率につきましては、一般会計を対象とし、実質赤字の標準財政規模に対する比率となります。本村の一般会計は歳入総額から歳出総額及び翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額が黒字であり、赤字ではないため数値が表示されていません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計を対象とし、実質赤字

の標準財政規模に対する比率となります、本村の特別会計は、一般会計と同様、実質収支額が黒字となっており、数値が表示されていません。

また、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び一般会計から特別会計への繰出金のうち、公営企業債の元利償還金に充てたものや、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどの標準財政規模に対する比率であり、昨年度と同数値の4.8%となっております。また、財政健全化計画等の策定が義務づけられる早期健全化基準の25%を大きく下回っております。

次に、将来負担比率は、一般会計、特別会計、一部事務組合、土地開発公社等を対象とし、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率ですが、算定した数値では、マイナス190.4%となっており、早期健全化基準の350%を大きく下回っているため算定されません。

以上のように、本村は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率が、早期健全化基準を大きく下回っており、健全な状態であると判断されます。

次に、資金不足比率につきましては、公営企業会計である簡易水道事業会計と下水道事業会計において作成するものですが、資金の不足額を事業の規模で乗じた比率でありまして、いずれの公営企業会計も黒字のため算定されません。

以上、令和6年度の健全化判断比率等の報告とさせていただきます。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、報告第4号 令和6年度昭和村健全化判断比率等の報告についてを終了いたします。

---

## ◎日程第20 報告第5号 株式会社あぐりーむ昭和の経営状況報告について

○議長（永井一行君） 日程第20、報告第5号 株式会社あぐりーむ昭和の経営状況報告についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

[係長朗読]

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 高橋幸一郎君発言]

○村長（高橋幸一郎君） 報告第5号 株式会社あぐりーむ昭和の経営状況報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、株式会社あぐりーむ昭和の令和6年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに経営計画、令和7年度の予定貸借対照表、予定損益計算書につきまして、地方自治法第243条の3、第2項の規定に基づき報告するものであります。

十分にご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、報告第5号 株式会社あぐりーむ昭和の経営状況報告についてを終了いたします。

以上で、村長提案を終わります。

お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

午後1時15分に再開いたしますので、よろしくお願いします。

午前1時5分休憩

---

午後 1時15分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

◎日程第21 一般質問について

○議長（永井一行君） 日程第21、一般質問を行います。

順次発言を許します。

最初に、5番議員 林勝美君。

[5番 林 勝美君発言]

○5番（林 勝美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1、政府の米増産方針への昭和村の対応について。

まず最初に、政府の米増産方針への対応について伺います。

政府は、長年続けてきた減反政策を廃止し、米増産へと大きくかじを切りました。輸出用米や飼料米、備蓄米など新しい需要の拡大を目指しています。

しかし、昭和村の現状を見ますと、稲作農家はごく少なく、その多くは自家消費や縁故米のための生産にとどまっています。したがって、国の方針に沿って大規模な増産を図るのは現実的ではありません。

一方で、稲作は村にとって別の意味で重要な役割を担っています。農家の高齢化や後継者不足が進む中、稲作の衰退は耕作放棄地の増加につながり、結果として獣害の拡大や景観の悪化を招くおそれがあります。

村としては、稲作を単なる作物生産にとどまらず、地域の環境や暮らしを守る基盤として捉える必要があるのではないでしょうか。

そこで伺います。

1、現在の村における水田や稲作の実態をどのように把握しているのか。

2、農家の高齢化や後継者不足によって耕作放棄地が増えることへの懸念について、村としてどのように受け止めているのか。

3、獣害対策や景観保全の観点から、水田や稲作を維持していくためにどのような支援や方策を考えているのか。

以上について、村長のご所見を伺います。

○議長（永井一行君） 村長。

[村長 高橋幸一君発言]

○村長（高橋幸一君） 林勝美議員さんの米増産への転換と昭和村の対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、①現在の村における水田や稻作の実態をどのように把握しているかについてですが、令和2年の農林業センサスの「作付別栽培農家数と面積」によりますと、水稻を作付けしている農家数は45戸、面積は11.4ヘクタールになります。コンニャクイモの作付面積984.84ヘクタールと比べますと、かなり少ない作付面積となっております。

林議員がおっしゃるとおり、昭和村の稻作農家は少なく、自家消費や縁故米のための生産が主であると認識しております。

続きまして、②の農家の高齢化や後継者不足によって、耕作放棄地が増えることの懸念についてですが、幸い、他市町村に比べ昭和村は耕作放棄地が少ない状況であります。しかし、田に関しては耕作放棄地の比率が高い状況にあります。これは、大規模農家は主たる事業で忙しく、稻作の作業をする余裕がないことや、米価格の低迷や経費の高騰、農家の高齢化、後継者問題の影響が真っ先に稻作に及んでいるためと考えられます。

農家の高齢化、後継者不足につきましては、田だけではなく畠も含んだ昭和村全体の喫緊の課題であると受け止めています。

続きまして、③の獣害対策や景観保全の観点から、水田や稻作を維持していくためにどのような支援や方策を考えているかについてですが、日本人にとって米は主食であり、日本の食生活や文化に深く根付いております。また、日本の田園風景は世界に誇れる美しい景観であると思っております。

昭和村においても、獣害対策、景観保全、また食を守る観点からも、稻作は重要であると認識しておりますが、現状の稻作にかかる手間と費用、米価を考えると、難しい課題がたくさんあり、よい方策がないのが現実であります。

現在、令和の米騒動として、米の価格高騰問題、米の増産等が大いに議論されているところであります。国において水田政策の見直しが行われることでありますので、今後の動向を注視し、農家が稻作を持続していけるよう対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

[5番 林 勝美君発言]

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。

実は私、3年前に、ある方から米を作らないかということで勧められて、稻作を始めてもう3年目、今年稻刈りをしていただきましておいしい新米をいただいたんですけども、そんなことで今回の令和の米騒動、非常にタイムリーだなと思ってこのテーマを取り上げました。

本当に自分で実際に作ってみると大変だなと思いました。まず田植えをしてもらって、あとそれから水の管理です。田植えと稻刈りは機械を持っている人にやってもらったんですけども、その間の管理は自分でしなければなりません。農薬その他の経費もかかります。

そんな中で、先ほど村長の答弁もありましたけれども、農家の高齢化、それから畠のほうの仕事が忙しくて田んぼのほうまで回らないよというようなこともあります、耕作放棄地も年々増えていると思います。そんな中で、多少米の価格が少し上向いているということです。多少農家の人も稻作に対して意欲が出てきているのかなと思いますけれども、そんな意欲をなくさないためにも、田んぼのいろいろなこれから皆さんのが稻作を維持していくていただかないと景観の問題、それから獣害対策の問題などが大きくなってくると思うんで、まず村長にお願いするんですけども、稻作を続けるために、まず田んぼのインフラ整備。水源の整備とか水路の水漏れ対策、水路のますの修理、それとか昭和中の前のほうには段差のものすごくきつい田んぼがあります。そういうところを草刈りなんてものすごく大変ですよ。それを維持していくためには、行政の応援が必要だと思います。

そんな中で、水路の補修とかは多面でやってくださいというようなことになると思いますけれども、その多面で賄いきれないようなインフラ整備、それを村のほうで少し多面のほうの予算を補填していっていただきたいと思います。

今、村長にお願いしたんですけども、村長いかがお考えでしょうか。その辺のところをお願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

[村長 高橋幸一君発言]

○村長（高橋幸一君） 林議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに田んぼというのは、作った方じゃないと分からぬと思うんですけれども、非常に大変な仕事だなと思います。中には、1年植えつけて、あと秋収穫すればいいだろうなんて方もいますけれども、そんな易しいものではないというふうに私も考えております。

ですから、いろいろな面で高齢化している部分もあったり、大変なところがあるんですけれども、実際川場でも作る方が本当に少なくなってしまって、請負の形でやっていただいているところも大分あるみたいです。また、JAのほうにお願いしてJAのほうでやつていただいている方もいるみたいな形ですので、そういった形で何とか米作りができるようについて考えております。

また、先ほど林議員のほうから話がございましたけれども、多面を使って本当に細部にわたっていろいろと改修できるところは改修していただいていると思うんですが、どうしてもやはり改修できないところ、そういったものが結構あるもんですから、そこはなかなか田んぼを作るのには難しいかなというところもあるんですけども、多面を使える範囲は多面を使っていただいて、あと本当にどうしようもない部分については村のほうとしてもなるべく補助をしていきたいというふうに考えておりますので、その辺のところは作っている方々から本当にいろいろと挙げていただくしかないかなと思っております。

確かに米作りは、今日の新聞にも載っていましたけれども、本当にアメリカから相当量の米が入って来るというような状況でございますけれども、一番やはり心配なのは、かなりの消毒をされているというところが非常に今ネックみたいですので、やはり安心・安全な国産の米を作っていて、食べるということが基本だと思いますので、そういった部分大事にしていかなければいけないなと思っております。

以上です。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

[5番 林 勝美君発言]

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。

田んぼの耕作放棄地が増えるという心配がありますけれども、新規参入として今日もテレビでやっていたんですけども、AIを活用したスマート農業。遠隔で水の管理あるいは土壌水分の管理とか、そういうのは実際に研究、あるいは実際に実践している稻作農家

があると思います。また、消毒もドローンを使った消毒がかなり進んできました。近隣では、川場の湯原地区で何軒かまとまってドローンでカメムシ対策の消毒をされたようです。

そんなことで、A I を活用したスマート農業、これは田んぼだけでなく畑作にも適用できると思いますけれども、ぜひそういうようなことを研究していただきたい、例えば3人かかったところを2人で賄えるなんていう時代になろうかと思いますので、ぜひ村長もそういうことを研究していただきたい、進めていただきたいと思います。

それから、もう一つ言い忘れたんですけれども、昭和中の前、すごいのり面がきついと。草刈りがものすごく大変なんですよ。それで、何か聞いたところによると、ラジコンの草刈り機があるんだというような。私もまだそれ実際にどんなものがあるのかちょっと調べていないんですけども、そんな草刈り機もあるということなんで、そういうことも含めて、村長、稲作農家が楽になるように研究していただきたいと思いますけれども、村長、その辺のところをお願いいたします。

○議長（永井一行君）　　村長。

[村長　高橋幸一君発言]

○村長（高橋幸一君）　　林勝美議員の質問にお答えします。

私も実際、白沢のカナイ君と、元役場の職員の方だったんですけども、今はすごい量の稲作をやっているんですけども、日本でも入賞したりして、小松姫の関係で随分と販売されておりますけれども、彼が言っていたんですけども、やはり基盤整備がまずは大事だということで、やはりスマート農業でドローンを使うのもいいんですけども、やはりある程度大きさがないとなかなか難しいんだという話はされていました。ですから、やめていく方のところまで全部カナイ君どんどん広げているんですけども、そういう意味ではあちこち点々としているんで、なるべく集合させたいという話をしていました。そういった交換ができればそういったこともあり得ると思います。

あと、やはり私も草刈り大好きなんですけれども、大きな土手になると本当に大変なのは事実だと思います。多分、昨日農業観光協会のほうでお伺いしましたけれども、後藤りんご園なんかは草刈りロボットを導入したわけなんですが、やはりそういった意味では、これからはやはり草刈りロボットみたいなものを導入していくないと、なかなか草刈りもできないんじゃないかなという気がします。ですから、そういったものの補助金等もあり

ますので、補助金等を利用していただいてやっていただければよろしいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

[5番 林 勝美君発言]

○5番（林 勝美君） ありがとうございました。

昭和村の稲作地帯ですか、そういうところになるべく面積を集約してスマート農業ができるようなことになればいいと思います。

それから、産業課長にちょっとお尋ねしますけれども、給食センターへの米の供給というのは、道の駅を通して供給されているということですけれども、その辺の詳細について分かる範囲でお願いいたします。

○議長（永井一行君） 産業課長。

[産業課長 真下伸夫君発言]

○産業課長（真下伸夫君） 先ほどの林勝美議員のご質問にお答えいたします。

学校給食に対しましてのお米につきましては、道の駅を通して、ほぼ年間を通して供給できる量の米を提供しているということなんですが、昨年におきましてちょっと収穫量が少なかったということで、今年は若干仕入れも入れて供給するということで聞いております。ちょっと年間のトン数とか俵数というのは確認していないんですが、年間でほぼ足りる分は供給しているということでございます。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

[5番 林 勝美君発言]

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。

ちょっと去年は米が昭和村産では足りなかつたということでしょうか。ぜひ給食には昭和村産のおいしいお米を学校給食として供給していただきたいと思います。

それから、1つ要望なんですけれども、道の駅に米の粉碎機を設置できないかという要望が結構あるんですけれども、その辺については、産業課長、考え方をお聞かせください。

○議長（永井一行君） 産業課長。

[産業課長 真下伸夫君発言]

○産業課長（真下伸夫君） 先ほどの林議員のご質問にお答えします。

そこまで私の耳には要望が届いていなかったので考えたことはなかったんですが、要望等をちょっと確認して、今池田種苗とかにあると思うんですが、それで足りないかどうかということもありますので、その辺もよく研究して検討のうちに入れたいとは思っております。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

[5番 林 勝美君発言]

○5番（林 勝美君） ありがとうございました。

昭和村の田んぼがこれ以上耕作放棄地が増えないよう、また耕作放棄地が少なくなつて景観が良くなるような方向に進んでいってもらいたいと思います。

いろいろ村長あるいは産業課長にお願いいたしましたけれども、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。

最初の質問を終わります。

じゃ、次の質間に移ります。

2、外国人研修生との共生について。

次に、外国人研修生との共生について伺います。

全国的に農業や介護などの分野で外国人技能実習生や特定技能労働者の受入れが増えています。昭和村においても、農業を中心に外国人研修生の姿が見られるようになりました。

しかし、言語や文化の違いから、生活の中で孤立を感じたり、医療や住宅、交通などの面で困難を抱えるケースも少なくありません。外国人研修生の方々が安心して働き、地域の一員として暮らしていく環境づくりは、村の農業や地域社会を持続させるためにも重要です。

そこで伺います。

1、昭和村に在住する外国人研修生の人数や国籍、就労分野の現状をどう把握しているのか。

2、日本語教育や生活相談、医療・住宅といった生活支援について、村としてどのような対応をしているのか。

3、村民との交流や地域行事への参加を促す取組を通じ、多文化共生を進める考えはある

るのか。

以上について、村長の答弁をお願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

[村長 高橋幸一君発言]

○村長（高橋幸一君） 林勝美議員さんの外国人研修生との共生についてのご質問にお答えします。

まず、①昭和村に在住する外国人研修生の人数や国籍、就労分野の現状についてですが、本村の令和7年7月末現在の住民基本台帳人口は、総数6,976人、そのうち外国人が772人で、外国人比率は11.1%となっています。群馬県内の外国人比率を見ますと、大泉町の21.8%に次ぐ第2位となっています。第3位は11.0%の草津町、第4位は8.7%の嬬恋村で、農業村である嬬恋村も高い比率となっております。

国別人数ですが、インドネシアが一番多く333人、2番目に多いのが119人のベトナム、3番目がタイの75人となっています。

資格別内訳として、技能実習が284人で割合は36.8%、特定技能が372人で48.2%、両方合わせて656人、85.0%となっております。

就労分野別の現状ですが、分野別人数は不明のため把握しておりません。

次に、②日本語教室や生活相談、医療・住宅といった生活支援についてですが、村では昨年度から外国人技能実習生も対象となる日本語教室を開催しております。今年度は現在講師の募集をしており、12月から1月にかけて計4回の日本語教室を開催できるよう準備を進めています。

次に、医療面では、国民健康保険や社会保険へ加入しており、日本人と同じに保険が適用された上で、日本の医療を受けることができます。

生活相談については、主に技能実習生の一番身近にいる受入事業者の管理会社が行っているため、役場に生活相談に来られる技能実習生はほとんどおりませんが、給付金に関する手続の相談などでは役場に相談に来る場合もありますので、その際には、担当課でできる限り分かりやすい説明をするよう心がけております。

住宅支援については、受入事業者が用意した上で受け入れていると認識しておりますので、特に村の支援はありません。

次に、③村民との交流や地域行事への参加を促す取組を通じ、多文化共生を進める考えはあるかについてですが、今年も夏の風物詩である夏祭りが村内各地で開催され、各地域のきらびやかなみこしが多くの人たちによって担がれました。その中には、技能実習生も含まれており、日本人と共にみこしを担ぐ姿は多文化共生が進んでいると感じられる情景がありました。また、ある地域では、道路愛護にも技能実習生が参加していると伺っており、昭和村の美化活動に日本人とともに汗を流すことによって、徐々に地域に溶け込んでいっていると思います。これも受入事業者や地域の方が積極的に交流する機会をつくってきた賜物であり、ともに行事や作業を行うことで心と心がより一層通じ、地域の方と技能実習生の双方の距離が縮まると思います。

このような地域の活動を先進事例とし、受入事業者のご理解のもとに技能実習生が地域コミュニティーに加わっていくことが村内全域に広まっていけば、多文化共生の推進につながっていくと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

[5番 林 勝美君発言]

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。

昨年の9月議会でも私外国人実習生について質問をいたしました。そのときに質問したのは、外国人実習生が昭和村に来なくなったらどうするんだというようなことでお聞きしましたけれども、今度はちょっと角度を変えて質問をいたしました。

まず、1年前と比べるとインドネシア人が100人ぐらい増えているということです。それはいいんですが、私の家の近くにもインドネシア人が多いんですけども、急に増えました。空き家だったところに3軒ぐらいに分かれて生活していて仕事をしていると。それぞれ朝早く自転車で生越のほうまで行っている人もいます。そんな中で、一生懸命仕事をしているのは手にとって分かるんで、本当にありがたいなと思っております。挨拶なんかも「こんにちは」、「おはようございます」と向こうからやってくれております。

そんな中で、雇い入れの農家とそれから派遣会社と一生懸命生活支援なりをしていると思うんですけども、そこでちょっと確認して聞きたいんですけども、そういう人たちのために日本語教室を開催するんだということですけれども、日本語教室を開催するのにいろいろな国の方がいると思うんで、それぞれ言葉が違ったりしていると思うんですが、

その辺の日本語教室はどのように進めていくのかを分かったらお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 企画課長。

[企画課長 加藤繁範君発言]

○企画課長（加藤繁範君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

昨年度からやはり外国人の率が県内で2位になったことから、実習生等を対象にした日本の習慣を勉強させるための教室の開催をトライアルということで去年から試しにやってみました。

今年から教育委員会の社会教育のほうで実施をしていただいているところなんですけれども、まず最初の講師が群馬女子大学の教授の方で、多文化共生の専門の先生が対応していただけるということでしたので、まず英語等言葉を選びながらやっていただけるという話の中で進めてきていただいておりますので、今後例えばインドネシアでしたら、その講師の方を今後大学の先生から地域のボランティアの方に移行をして、地域の方が講師として今度その教室を開いていくという形にだんだん切り替えていくというような形の教室になっていますので、そういうことであればベトナム、インドネシア等の言葉も徐々に少しずつアレンジをしながら教室を開催していくということで進めていくということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そんな形で、ちょっと簡単な回答になってしまいますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

[5番 林 勝美君発言]

○5番（林 勝美君） すみません。急に振ったような感じで申し訳なかったんですけども、ぜひ日本語教室で集まった実習生たち、多くの実習生たちに勉強していただいて、日本の習慣とかごみ出しのルールとか、雇い主の人たちもそういうことは指導していると思うんですけども、ぜひそういう集まった人たちでコミュニティーを作っていただいて、昭和村での生活、あるいはどんどん日本のこと勉強していただいて、昭和村での楽しい生活を送ってもらいたいと思います。

それから、村民との交流や地域行事の参加ということですけれども、貝野瀬でも夏祭りがあってみこしを担いだりしていただいております。あと、本当に仕事ばかりやっていて地域の人たちとの交流というのがなかなか進まないというようなことですので、村として

もそういう雇い主に集まっていたので、いろいろ困りごと、あるいは現状をお話していただいて、問題のあること、ないこと、村として協議会のようなものを作っていただけたら、さらに研修生と昭和村との共生が進むのではないかと思いますけれども、その辺のところ村長はどうでしょうか。

○議長（永井一行君） 村長。

[村長 高橋幸一君発言]

○村長（高橋幸一君） 林勝美議員にお答えいたします。

確かに交流とか地域行事への参加ということはしていただいている部分があるんですが、先ほどちょっとお話をあったように、語学の問題なんですが、やはり人材派遣をしている会社からすると、これだけちょっと昭和村はかなり実習生が多くなっているもんですから、逆に提案されたのは、留学生を受け入れて日本人学校を昭和村を作りませんかというような話をいただいているます。

実際、留学生ですと、勉強しながら語学を勉強して、それが良ければだんだんに実習生、卒業したら実習生になれるということはあるんですけども、そういった意味では、これだけの人数になってきますと、本当に留学生の段階から昭和村に日本人学校を作ってきていただいて、しっかりと日本語を学んでいただく。来る前に一通りは勉強するんですけども、なかなかランクがいっぱいありますと、日本語をしっかりと堪能に話せる子もいますし、全然分からない子もありますし、その差が激しいですから、雇用者の方も大変苦労されているんじゃないかと思うんですけども、そういった意味では、留学の段階で来ていただいて、しっかりと日本語を学んでいただいたほうがいろいろな面で、経費の面を含めてやはりいいのかなというような感じもしております。

また、先ほど協議会という話があったんですけども、雇用者の間の実習生・研修生に対する受入れの環境がかなり違うものですから、そこをやはり協議会等でちゃんとしていただき、労働力だけじゃないんだというその辺のところをきちんと話し合う必要があるんじゃないかなと私も思います。

本当にこれだけたくさんいると、昭和村の農業にとっても大きな戦力になっているわけですから、単なる労働力じゃなくして、やはりできれば、極論ですけれども、昭和村に定住していただいてもいいんじゃないかというふうに思いますので、そういった意味では協

議会というのはやはり必要じゃないかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

[5番 林 勝美君発言]

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。

ぜひ、そういう協議会を作っていてくださいて、いろいろな問題点をざっくばらんに話し合っていただいて、実習生としての共生を図っていっていただきたいと思います。実習生もそれぞれの国に家族がいて、小さい子供がいたり、きれいな奥さんがいたり、それぞれだと思います。その人たちがこんな遠くへ来て働いていただいているので、ぜひ幸せな気持ちで毎日働いて、昭和村での生活をしていただきたいと願っております。

そんなことで、2つ目の質問を終わります。

次に、3つ目の質問に移ります。

3、生成A Iの活用について。

最後に、生成A Iの活用について伺います。

近年、チャットG P Tなどの生成A Iは、急速に普及し、全国の自治体や教育現場でも導入が進んでいます。行政文書や議事録の作成、翻訳、観光P R、住民からの問い合わせ対応など幅広い分野で効率化や住民サービスの向上に役立つ可能性があります。

一方で、誤った情報を提示するリスクや個人情報の漏洩といった懸念も指摘されています。そのため、安全で適切な運用ルールの整備が欠かせません。

そこで伺います。

1、昭和村役場や教育現場において、生成A Iを試験的に、あるいは実際に利用した事例はあるのか。

2、今後、行政や教育において、生成A Iをどのような分野で活用できると考えているのか。

3、情報漏洩や誤用を防ぐためのガイドラインや職員研修を行う予定はあるのか。

4、近隣自治体や群馬県と連携して、生成A Iの活用方針を検討する考えはあるのか。

村長並びに教育長としての見解を伺います。

○議長（永井一行君） 村長。

[村長 高橋幸一君発言]

○村長（高橋幸一君） 林勝美議員さんの生成AIの活用についてのご質問にお答えいたします。

生成AIとは、深層学習や機械学習の手法を駆使して、与えられた指示を解析し、人が作り出すような文章、画像、動画、音楽等を自動で生成する技術です。

生成AIのメリットは、定型的な文章作成やデータ処理の自動化、企画のたたき台となるアイデアの生成、顧客の質間に答えるチャットボットの構築などに活用され、業務の自動化、効率化、コスト削減、アイデア・クリエイティブなコンテンツの創出、顧客体験の向上、高度なパーソナライズなどが挙げられます。

生成AIにはメリットがある反面、使用する上で気をつけなければいけないデメリットもあります。例を挙げると、生成された文章などが誤情報である場合、著作権侵害、個人情報の漏洩、人が主体的に考える機会の喪失などがあると思います。

これらの対策のためには、生成AIの出力をうのみにせず、人が最終的な判断と責任を負うこと、著作権を注意深く確認すること、個人情報や機密情報を入力しないことなどが挙げられ、そのためにはガイドラインの作成や利用ルールを明確にする必要があると考えております。

ご質問の①生成AIを試験的に、あるいは実際に利用した事例はあるのかについてですが、村では導入しておりませんので、事例はありません。

次の②の生成AIをどのような分野で活用できると考えているかについてですが、行政で活用できる可能性のあるものの一例を挙げますと、テキストデータの文字起こしや要約、会議の議事録作成、企画書の作成、住民周知用のチラシの作成、定型的な文章の作成などが考えられます。これにより、人手で対応していた作業の自動化により、人件費や時間といったコストを削減することが期待できます。

次に、③情報漏洩や誤用を防ぐためのガイドラインや職員研修を行う予定はあるのかについてですが、本村では来年度に向けて生成AIを導入したいと考えており、現在情報収集を行っているところであります。導入する際には、ご質問のようにガイドラインの作成や職員研修が必要であると思いますが、すぐに導入する予定がないため、作成時期等は未定であります。

先日の新聞記事では、「総務省が地方自治体向けに行政事務での活用事例や使用上の注意事項をまとめた生成AIの利用手引きを作成し、年内に公表する」と掲載されております。この手引きには、生成AIの活用推進や管理を担う最高AI責任者の設置、個人情報などの機密情報を用いることを禁止することなどが盛り込まれるようです。生成AIを導入する場合には、総務省の手引きを参考に運用方法を策定していきたいと考えております。

次に、④近隣自治体や群馬県と連携して生成AIの活用方針を検討する考えはあるのかについてですが、生成AIを近隣自治体や群馬県と連携して活用するという話は出ていないため、具体的なお話はできませんが、そのような話があれば協議の場に加わりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 林勝美議員さんの生成AIの活用についてのご質問にお答えをいたします。

まず、①教育現場において、生成AIを試験的あるいは実際に利用した事例はあるかについてですが、現在村としては、オフィシャルに学校校務や授業支援のために生成AIを利用している事例はございません。

次に、②今後教育において生成AIをどの分野で活用できると考えているかについてですが、現在文部科学省では、生成AIパイロット校を指定し、教育実践を行いながら教育現場における生成AIの効果的な活用について、知見の蓄積を進めているところです。

効果的な事例としては、教職員校務の文書作成支援は報告されており、生成AIの導入が教職員業務を軽減できることが期待されています。

児童生徒の学習支援については、生成AIの特性や使用ルールなどリテラシー教育の充実と併せて、児童生徒の理解度や発達段階に応じた利活用の留意点、教育目的や育てるべき資質・能力との関連に照らした方法論の確立等が必須であり、導入には慎重さと創意工夫とが必要な段階であると考えております。

次に、③情報漏洩や誤用を防ぐガイドラインや職員研修を行う予定はあるかについてですが、生成AIは、今後より身近な道具として教育現場への導入が進んでいくものと思われます。

そのため、文部科学省では、初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドラインや教育情報やセキュリティポリシーに関するガイドラインを示しており、今後国や県、近隣市町村の動向を確認しながら、村として教育現場における生成AI利活用のガイドラインについて整備を検討していきたいと考えております。

また、職員研修についてですが、群馬県教育委員会が教職員等を対象として実施する研修があるため、村単独では実施予定はございません。

最後に、④近隣自治体や群馬県と連携して生成AIの活用方針を検討する考えはあるかについてですが、現在群馬県教育委員会や近隣市町村教育委員会において、連携に関する動きは特段出てございません。そのため、現時点での連携検討は行っておりませんが、今後ご指摘のような共通認識の必要性が生じてくる場合は、受け身ではなく、進んで協議に参加していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

[5番 林 勝美君発言]

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。

役場としても教育委員会の学校現場としても、現在のところはその活用はされていないということですけれども、今後さらに進んでものすごいメリットがあると思います。デメリットもいろいろな情報の漏洩とか、先ほど答弁にもありましたけれども、いろいろなデメリットも確かにあります。それを最小限に抑えて、いろいろな活用方法を模索しながら進めていっていただきたいと思います。

個人的には、職員の方もそうかななんて自分では考えるんですけれども、個人的に生成AIを使っていましたり、中には話し相手に生成AIを使っていると。日常独り暮らしでさみしいんで、生成AIを使って会話をしていると。今日は何したらいいとか、そんな当たり障りのない話から進めて、だんだん自殺思考みたいな方向に行くような事例があるそうです。そういうことにならないように開発者は今研究を進めているなんていう報道がされております。

いずれにしましても、役場の現場あるいは教育委員会におきまして、いろいろな業務の効率化あるいはそういった面でメリットが非常にあると思うんで、ぜひ今後いろいろな研究をして進めていっていただきたいと思います。

時間になりますので、これで私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（永井一行君） お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。2時15分に再開いたしますので、よろしくお願いします。

午後 2時00分休憩

---

午後 2時15分再開

○議長（永井一行君）

---

○議長（永井一行君） 次に、3番議員 林栄一君。

[3番 林 栄一君発言]

○3番（林 栄一君） それでは、さきの通告どおり次の2点について一般質問をさせていただきます。

まず、1点目、路線バスとデマンドバス運行の現状と課題は。

路線バスの利用は、自家用車の著しい普及などにより、ますます減少傾向です。高齢化社会、人口減少社会に突入している今、各地域の生活交通の問題は大きな関心ごとの1であります。

本村における路線バス運行の実態をひととと、昭和62年に東武鉄道（株）が運行を撤退したことを受け、関越交通（株）に代替運行を委託し、村民の足の確保を図ってきました。現在、路線バスは3路線、永井線、生越中野線、そして赤谷桜線で、朝と晩の2回定期運行し、日中は予約制のデマンドバス「ベジバス」が運行しています。平成2年4月からは、昭和中学校開校にあわせ、赤谷桜循環線を追加し、市町村乗り合いバス運行費補助金を受け運行を進め、平成5年度には生越中野循環線の沼田市利根町（旧利根村）部分の運行経費を徴収し運行。平成16年1月からは利便性を高めるため、村内の運行区間ではフリー乗降を実施。平成18年9月からは生越中野循環線の運行系統を見直し、車両を1台削減する等の運行サービスの充実と経費の削減策を図り、村として村民の足の確保のために

その時々に応じた対応を図ってきたと思います。

また、現在の運行形態については、令和3年5月に18歳以上の村民1,000人を対象に実施した公共交通に関するアンケートの結果を踏まえて、新たな公共交通の在り方について関係機関と協議・検討を重ね、通学時間帯の朝夕の路線バスを残しつつ、日中は予約制のデマンドバスの運行を令和5年3月から開始。このように、バス利用者の状況に応じてバス運行に手厚い対応をしてきていると思います。

また、今年4月から、高橋村長の英断により、長年の懸案であった専用スクールバス3台が導入されて、特に遠距離の中学生にとっては、利便性、安全性が確保された中で、元気に通学ができ、多くの保護者からも喜ばれています。

しかしながら、専用スクールバスの導入に伴いまして、今まで路線バスを利用していた中学生の乗車はなくなり、高校生を含めた路線バス利用者が極端に減少しているのではないかでしょうか。この辺の現状調査と課題把握をしてほしいと思います。路線バス利用者が少ないのであれば、路線バス車両の小型化やデマンド車両の活用、路線ルートの集約化、全てをデマンドバスでの運行形態へ移行するなど、新たな公共交通システムの方策を検討していく必要があるのではないかでしょうか。路線バスとデマンドバス運行の現状と課題を利用者数や対象者の状況、必要経費の削減を含め把握をした中で、適切な公共交通システムを再構築してほしいと思います。

そこで伺います。

①村内における公共交通システムの見直しは考えていますか。

②今年4月から専用スクールバスの導入で路線バス利用者の減少が見込まれますが、この対応策は。

まず、1点目の質問ですがよろしくお願いします。

○議長（永井一行君）　村長。

[村長　高橋幸一君発言]

○村長（高橋幸一君）　林栄一議員さんの路線バスとデマンドバス運行の現状と課題はについてのご質問についてお答えいたします。

まず、①村内における公共交通システムの見直しは考えているかについてですが、林議員さんのご質問のとおり、本村の公共交通システムはその時代の変化に応じて対応してき

ております。現在、令和5年3月よりデマンドバスを導入して以来、朝夕は路線バス、日中はデマンドバスを運行しておりますが、今年度昭和中学校のスクールバスが導入されることにより、路線バスの利用者が減少しているため、利用状況に応じて公共交通システムの見直しを行い、再構築する必要があると考えております。

次に、②スクールバスの導入に伴う路線バス利用者減少の対応策についてですが、今年4月から現在までの路線バス及びデマンドバスの利用者数と今後予定している路線バスの乗降調査の結果を基に、どのような運行方法が適切であるか関係機関と協議しながら対応を考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

[3番 林 栄一君発言]

○3番（林 栄一君） 村長から答弁をいただきまして、村内における公共交通システムの見直しは考えているのかということに関しては、利用状況に応じて公共交通システムの見直しを行い、再構築する必要があると考えているというふうな答弁をいただきました。

現在の昭和村における公共交通システムについては、先ほどお話をさせていただいたんですけれども、令和3年度にデマンドバスを導入するに当たって村民アンケートを取って、昭和村地域公共交通会議において公共交通の方向性が昭和村が目指す今後の運行予約システムのイメージ、それからデマンド運行の導入に伴う既存路線バス運行について、また今後のバス運行やデマンドバス運行までのスケジュール、そういうもののなどを検討して昭和村における公共交通システムを作り上げたというふうに理解しております。

また、アンケートを踏ました中で、昭和村が目指す今後のバス運行は、1点目として、まず学生の通学手段として既存の路線バスの始発及び最終便について運行を維持すると。それから、2点目が高齢者や免許未取得者を対象に日常の移動手段として日中のバスをデマンド運行すると。そして、さらにA I デマンドシステム導入で予約及び運行ルートの自動化、最適化を行うとして、利用状況を効果的に把握し運行の改善を図って、新たな需要の掘り起こしを行うというふうなことで、今現在のバスの公共交通システムはこういった形で作り上げてきているわけなんですけれども、この方向性というのは変わらないでしょ

うか。

○議長（永井一行君） 企画課長。

[企画課長 加藤繁範君発言]

○企画課長（加藤繁範君） それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、このスクールバスが導入される前に乗降調査を令和7年2月17日から10日間実施をいたしました。その3路線を合計しますと、朝の便が合計で244人。10日間実施しましたので1日平均24.4人でした。夕方の便を見ますと、利用者合計数が85人で、1日平均8.5人となっております。そして、4月から中学生がスクールバスの利用ということでございましたので、この合計数字から単純に中学生を除きますと、朝の利用者が極端に減って49人、また1日平均が4.9人という形になります。また、夕方の便だと13人となりまして、1日わずか1.3人ということになってしまいます。

そうなってきますと、かなりこの定期便ではなくデマンドバス化のほうが方向性としてはよいのではないかということで事務レベルでは考えております。

そのことから、夏休みを終えた今月の17日から30日の間、また10日間になりますけれども、今度は高校生と一般を分けて、今まで高校生以上で見てもらったんですが、高校生と一般を分けて乗降調査を再度実施をする予定でございます。

そちらの結果を見まして、今後どうするかということを最終的にまた議会の皆さんにもご協議いただきながら進めていくということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今のところそのような形で進めておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

[3番 林 栄一君発言]

○3番（林 栄一君） 細かく現段階で調査していただいてありがとうございます。いずれにしても、非常に路線バスの利用者が少ないということが分かると思うんです。当日、朝は、これ3路線ですよね。3路線で朝が49人で1日4.9人乗ると。夕方については10時間の中で13人、1日1.3人。3路線を運行している中でこれだけの方しか利用していないというふうな現実ですよね。だから、この辺のところは非常に、ね、それはたまたまその10時間の中でそういった結果が出ているというふうなことなんですね。この辺はやはり今

までとは全く違ってきていたというふうな認識が当然出てくるんではないかということで、今回質問をさせていただいたわけなんですけれども。

続いて、いいですか。

今先ほど企画課長のほうからそういった話があったので、専用スクールバス3台が導入されたということで、非常に遠距離の中学生にとっては、利便性、安全性、そういった面で非常にいい形ではできているんですけども、路線バスに乗る方が非常に少なくなったというところがやはり課題だと思うんです。ですから、その辺のところを今後どうしていくかということを検討していってもらいたいというふうに思います。

高校生なんかについては、特に部活とかあと塾、また沼田へ行く高校生だけではないと思うんです、実際。前橋とか高崎とか、今広域的に通われている部分もありますので、路線バスは非常に今までと本当に利用者が変わってきているというんですか、その辺の把握をやはりしていただきて、対応というのをしていかなければいけないのではないかというふうに思います。

路線バスの利用が少ないのであれば、例えば全てをデマンドバスにしていくとか、朝晩の時間帯についてもデマンドバス運行を考えていくと、路線バスじゃなくて。そういうことなんかもこれから視野に入れて考えていく必要があるのかなというふうなことで今回質問をあえてさせていただいたわけです。

今年の予算書を見ますと、乗り合いバスの事業費については3,395万円計上していると思うんです。朝晩の3系統の路線バス運行の委託補助は2,212万ですか、そのようにかかっているかと思うんですけども、村民の足の確保をしていくというのは、利便性を考えたときには必要経費が伴うというのは当然のことだと思います。特に7年度に入ってからの路線バス運行とデマンドバス運行の現状それから課題というのをしっかりと把握をした上で、適切な公共交通システムを再構築をしてほしいというふうに思うわけですが、もう一度路線バス利用者の減少が見込まれている中でこの対応策、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（永井一行君） 企画課長。

〔企画課長 加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君） それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

やはり利用者が減ってくると、当初中学生のデマンドバス導入時なんですが、やはり定期路線バスって必要だろうということで残した経緯もございました。しかしながら、スクールバス化が今後小学生まで拡大となりますと、ほとんど路線バスの利用がなくなりつつあることが変化として現れてくるという形になります。

そうなってきますと、今あるデマンドバスを時間帯を延長をするとかしながら行っていくという方向性が一番いいのではないかなと思っておりますので、時間帯を考えて変更と言いますか、少し変化をしていくことで進めていきたいと思っております。

また、これに関しましては、地域公共交通会議という会議がございまして、こちらには関係者、ハイヤー協会、交通関係、関越交通も入るんですが、その会議にかけてしっかりと定めていかなければなりませんので、その形もしっかりと取ろうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なおまた、バスの料金につきましても、少し初乗りの金額を改定してほしいということで関越交通からも依頼が出ておりますので、またその辺も踏まえて会議をする予定でございます。それも踏まえてこのデマンドバスにもまた調整を同じく併せてして、会議で諮つていけたらなと考えておりますので、もうしばらく検討して、調査していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

[3番 林 栄一君発言]

○3番（林 栄一君） 企画課長から答弁をいただいたわけなんですけれども、先ほど来から出でておりますけれども、令和7年度以降この状況と課題をよく把握した中で、また公共交通会議にも諮っていただいて、それから利用者の声というんですか、そういったのも聞いたりして、やはりいろいろなところを総合して本当に良い適切な公共交通システムの再構築をしてほしいと。そして、住民の足の確保それから利便性の向上に努めていただきたいということをお願いして次の質間に移らせていただきます。

それでは、2点目なんですけれども、危険を伴う道路側溝の路肩に積雪ポールの設置をということですが、今年の2月8日に第30回のウインターフェスティバルが、大雪降る中総合運動公園で開催されました。当日は、我が村と交流のある玉村町や茨城県取手市の議

会議員との交流会も予定していましたが、大雪のため交通機関がストップ状態で、急遽2市町との交流はかないませんでした。

しかし、花火は吹雪の中でも打ち上げられました。夕刻になっても降り続く雪の中で、花火会場へ行くのをためらう状況でしたが、中止連絡もないことなので、慎重に運転をしながら会場へ向かいました。村道古宮追分線の坂を上る途中で1台が立ち往生し、坂を上がりきる付近では車2台が側溝へ入り込み、全く動けない状況でした。せっかく他市町村からウインターフェスティバルを見に来たと思われる方が大雪のために道路幅が確認できず、まして道路側溝に溝蓋が設置されていないことも知らずに車を落としてしまっている状況が見られました。せめて積雪ポールが設置されていれば、こうした事故に遭遇せずに済んだと思います。

村内には多くの道路側溝が設けられていますが、その多くに側溝蓋が設置されています。蓋をするには莫大な経費がかかることから、設置がなかなか進まないことは承知をしておりますが、積雪時に吹きだまりになるところやカーブなどの危険箇所には、道路幅が確認できるように積雪ポールの設置をしていただきたい。また、除雪前にスクールバスの運行も予想されます。さらに小学生が通学する際、車を避けるのに道路側溝に足を踏み外し落ちてしまったという事例も聞き及んでいます。

そこで、危険を伴う道路側溝の路肩に積雪ポールを設置する件について伺います。

1として、村内には深い道路側溝があるが溝蓋が設置をされていない現状をどう捉えていますか。積雪時における通行車両等の安全確保のためにも危険箇所に積雪ポールの設置をお願いしたい。

よろしくお願いします。

○議長（永井一行君）　村長。

[村長　高橋幸一君発言]

○村長（高橋幸一君）　林栄一議員さんの危険を伴う道路側溝の路肩に積雪ポールの設置をのご質問にお答えいたします。

今年のウインターフェスティバル当日は、朝から雪が降り続き大雪に見舞われ、車両の事故や路肩側溝への脱輪が発生したと聞いております。

ご質問の村内の深い道路側溝に溝蓋が設置されていない現状についてですが、豪雨の際

に側溝の詰まりの原因となることで設置していない場所もありますが、ご質問のとおり、蓋をするのには莫大な費用がかかることから、毎年必要箇所を選定して計画的に設置をしております。特に、通学路安全点検において各学校から要望のあった通学路や交差点、バス停の乗降箇所などの側溝には、歩行者の安全確保のため優先的に蓋の設置をしております。

次に、積雪時における危険箇所への積雪ポールの設置についてですが、村道の除雪路線を委託している除雪業者の判断により、除雪用の積雪ポールの設置をお願いしておりますが、一般車両や歩行者用の積雪ポールは、本村が豪雪地帯でないことや除雪の際にポールが妨げになるなどの理由から設置しておりませんので、除雪作業が追いつかない大雪となることが予想される場合は、できる限り不要不急の外出は控えていただくようお願いしたいと思っております。

今後も車両や歩行者の通行に支障が出ないよう除雪業者と連携を取りながら除雪路線の除雪をしっかりとしていくとともに、道路側溝の溝蓋の計画的な設置を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

[3番 林 栄一君発言]

○3番（林 栄一君） 今回、村内に深い道路側溝が結構いっぱい本当にあります。溝蓋が全て設置をされていればこういったこともないと思うんですけども、そういった中で、豪雨の際に側溝の詰まりの原因になることで設置をしていない場所もあるというふうな話も出ておりました。

今年の夏は猛暑ということで、地球の温暖化が確実に進んでいると思われますし、異常気象による集中豪雨、それから竜巻、大型台風などの来襲などで自然災害の多発も考えられます。冬には今まで以上に大雪が降ることもあると思います。今回、特にウインターフェスティバルの際の大雪で車が道路側溝に落ちてしまっている惨状というんですか、それからまた通学途中に車を避ける際に道路側溝に落ちてしまったというような話も聞きました。そういうことなものですから、道路側溝に安全確保のために計画的に蓋をしていくようしていただきたいということですが、村長答弁の中では、莫大な費用がかかることがありますなかなか進まないという部分はありますが、必要な箇所を選定して計画的に設置をして

いるというふうなことや、各学校から要望のあった通学路や交差点、バス停の乗降箇所などの側溝には、歩行者の安全確保のために優先的に蓋の設置をしているというふうな答弁もございました。そういうことですならば、それをぜひ継続してやっていただきたいと思います。

積雪時には吹きだまりになるところ、それからカーブ、危険箇所が雪が降ると道路の幅がなかなか確認できないと。積雪ポールの設置については、先ほど昭和村が豪雪地帯ではないというふうなこととか、あるいは除雪の際にポールが妨げになるから設置はしていないというふうな答弁もあったんですけども、基本的には側溝には蓋をかけていただきたいということ。だけれども、そういうものができない場合は、臨時に積雪ポールを設置したらどうかというふうなことで質問をさせていただいたわけなんですけれども、その中で特に1級村道の古宮追分線ですか、延長約6キロぐらいあると思うんですけども、行ってみると分かると思うんですが、両サイドが本当に深いU字溝になって開いているんです。確認にも行ってみたんですけども、毎日ここを通っている方はその辺両方開いているからという認識はあるんですけども、ほかから来た場合なんか、まさかそんなに大きな側溝が両サイドにあるというのは分からない面もあると思うし、特に雪の場合、雪が降った場合はなかなかその辺の確認ができないと思うんです。幾分、その部分についても溝蓋が6年度事業でもいくらか設置をされていた雰囲気は、この間行って見てきたんですけども、確認できました。できるだけ早くそういったところについては非常に深い側溝なものですから、安全確保のためにも蓋ができるだけ計画的に進めてもらいたいというお願ひです。

積雪ポールは豪雪地帯だからできないというふうなことなんですねけれども、利根沼田の中でも実際積雪ポールを設置している市町村がありますけれども、この辺の調査もして、溝蓋がかけられない部分のところについてはポールを設置していただければありがたいなと思います。

設置するのは年間を通して設置するというのでなくて、トラクターの耕運作業が終了した後というんですか。そういうことで、例えば12月下旬から3月上旬あたり、そういったときに危険なところについては設置をしてもらえばいいのかなと、そのような感じを受けているんですけども、その辺の対応をどう思うかというのを村長なり、建設課長なり

お答えしていただければありがたいと思います。

○議長（永井一行君） 建設課長。

[建設課長 小林 勉君発言]

○建設課長（小林 勉君） 林栄一議員の質問にお答えさせていただきます。

現状としますと、いろいろと現地の状況を見ながら、設置できるかどうかというのを精査してから考えて、できるところであれば設置していくようなことで検討したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

[3番 林 栄一君発言]

○3番（林 栄一君） ぜひ現地調査もして、可能ならば、溝蓋がかけられないのではポールの設置なんかもしていただければありがたいと思います。

場所もこれ幾つも設置するじゃなくて、ところどころで本当にいいと思うんです。1つの目安になる程度で設置をしていただければありがたいかなというふうに思っております。

深い道路側溝がある場合については、計画的に溝蓋を設置してほしいと思いますし、かなわない場合は冬場の危険箇所を再点検していただいて、積雪ポールを設置をして、安全安心の確保に対応できるようお願いしたいと思います。

積雪ポールについては、試験的に場所によってやってみるということも必要かなと思うんですよ。とにかく、まず行動に移してみると必要だと思いますので、その辺の危険なところと思われるところなんかも把握した中で、対応できる部分はちょっとやってみると。除雪に支障があるからということだけじゃなくて、その辺はちゃんとここに設置してあるわけだから、それを避けてというのもできると思うんです。側溝の脇に設置をするということで。

積雪ポールについては、そういったところでやっている市町村もありますので、その辺の検討もしていただければありがたいかなと思います。

私とすると、そのようなことでお願いをして、私の一般質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永井一行君） お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。3時に再開いたしますので、よろしくお願いします。

午後 2時45分休憩

---

午後 3時00分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

○議長（永井一行君） 2番議員 佐藤好美君。

[2番 佐藤好美君発言]

○2番（佐藤好美君） それでは、通告に従いまして質問いたします。

まず、最初の質問でございます。

国道17号綾戸バイパス建設促進に係る事業進捗状況と昭和村に国道通過の積極的な推進について質問いたします。

綾戸バイパス建設迅速化に向けて期成同盟会が設立されています。渋川市、沼田市、昭和村の3市村が加盟し、渋川市から沼田市に至る綾戸地区の自然災害や交通事故防止を目的としています。急峻な土地を回避する国道17号整備に当たり、今後昭和村を通過した整備計画を推し進めることが同盟会に加盟していることの意義と役割を果たすと考えます。

そこで、①期成同盟会の総会内容。これは今年の7月31日なんですけれども、開催されたもの。

そして、②昭和村通過の提案状況。

③今後の事業促進の予定をお伺いいたします。

国道17号綾戸バイパス整備事業は、関東地方整備局の防災事業として、要防災対策箇所の解消、異常気象時事前通行規制区間の解消を目的としたバイパス整備を行う大規模な防災対策箇所とされました。

事業の目的は、災害に強い道路整備と関越自動車道路における交通規制時の代替路としての機能を確保することとしています。

計画では、渋川市上白井から沼田市岩本町までの2.3キロです。新潟県へ通じる幹線道

路は、国道17号と関越自動車道の2路線のみであり、まさに交通の要所であります。今後新潟に向かう国道を本村を通過するような計画を推進するよう、特に次世代のことも考慮し推し進めていただきたく最初の質問といたします。

○議長（永井一行君） 村長。

[村長 高橋幸一君発言]

○村長（高橋幸一君） 佐藤好美議員さんの国道17号綾戸バイパス建設促進に係る事業進捗状況と昭和村に国道通過の積極的な推進についてのご質問にお答えいたします。

①の国道17号綾戸バイパス建設促進期成同盟会の総会の内容ですが、7月31日に渋川市役所にて開催され、令和6年度の事業報告と歳入歳出決算、また令和7年度の事業計画案と歳入歳出予算案について審議されました。

事業報告では、国土交通省、財務省、群馬県選出国会議員に、本期成同盟会より、綾戸バイパスの早期完成に向け、事業の促進を図ることなどの要望書を提出した旨の報告を受けました。

また、歳入歳出決算では、道路整備促進期成同盟会への負担金や事務費などの支出について報告を受けました。

令和7年度の事業計画案については、前年と同様に当バイパスの早期完成に向けて国の関係機関へ要望していくなどの報告がありました。

続いて、②の昭和村通過の提案状況についてですが、平成16年に「一般国道17号綾戸バイパス計画路線延長に関する陳情書」において、JRの棚下トンネル付近から群馬用水取水場付近を渡り、一部本村を通過して岩本駅付近へつなげる計画を国会議員に提出しております。

そして、昨年、期成同盟会総会後に意見交換の場を設けていただき、星野沼田市長、伊勢渋川副市長と現計画の綾戸バイパス終点から北側のルートについて意見交換をしたところ、現時点での綾戸バイパスの事業進捗率は26%であり、本同盟会としては、まずは綾戸バイパスの早期完成に向け、全力を注いでいきたいとのことでした。

そのため、今後については、事業化されている箇所の早期完成をめざし、渋川沼田市と連携強化を図り、進捗状況などを伺いながら、現計画から先のルートについて提案していきたいと考えております。

続いて、③今後の事業促進の予定ですが、現在の高崎河川国道事務所発行の事業概要によると、渋川市上白井町から岩本町までの2.3キロについて事業を進めております。進捗状況は、令和6年度末現在で約30%であり、事業の完了予定時期は公表されておりません。

トンネル区間や橋梁部が長く事業完成までに相当な時間を要することが予想されますが、当期成同盟会としては、引き続き国の関係機関や地元選出の国会議員等に対し、早期整備を促していくとともに、昭和村に国道が通過する計画についても働きかけてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 佐藤好美君。

[2番 佐藤好美君発言]

○2番（佐藤好美君） 具体的な状況の報告ありがとうございました。期成同盟会に関しましては、どうなっているんだろうというのが今村民の気になるところでございます。これを今具体的に今の状況を説明していただきました。また、これからのことも説明していただきましたので、村民の方も分かっていただけるのではないかなどと思います。

さて、今月、本当に最近ですけれども、2日に雨が降りました。昭和村も雨、風がありましたけれども、午後7時過ぎにJR上越線、岩本から沼田間の線路に土砂が流出し、渋川水上間が運休となり、上下線計11本、乗客計1,560人に影響が出ました。そこは、綾戸地区と同じく急峻な地形で、JRや国道にいつ大きな災害が起こるか分からない状況にある場所でございます。地理的に脆弱な場所への事前復興として自然条件と地形的な制約を踏まえた計画が必要です。そこで、将来のリスクを回避するためにも国道バイパスのさらに延長した整備が求められます。

平成4年に綾戸地区の落石災害の解消、線形不良、視距確保、これ安全で安心な確保ですけれども、のために延長2.3キロの綾戸バイパスが計画され、県道250号下久屋渋川線とのアクセスなどを検討しながら計画を行ってきた経過があると思われます。

実は、県道250号線、下久屋渋川線は、沼田と渋川間の利根川や一部片品川に沿った路線なんですけれども、路線は昭和村を通過しております。このような経過をぜひ今後の整備計画に実現するよう反映していただきたいと考えます。

また、違った問題解決にもなります。現在、国道17号バイパスを本村側に整備することにより、本村内での朝の渋滞解消にもつながります。現実、久呂保郵便局から岩本駅、南

小学校から岩本駅、どちらの路線も渋滞していると思います。17号バイパスが本村を通過することにより、昭和村以北からの産業・物流の流れ、通勤・通学の流れもスムーズになるかと考えられますが、いかがでしょうか。

一般国道17号綾戸バイパスにおいては、定期的に再評価がされております。これ何年かに一遍再評価していると思うんですけども、なのでそれはインターネットで見れば評価しております。今後どうしようって検討しておる結果が出ておりますので、そんな再評価をきちんとしています。

建設促進期成同盟会負担金も毎年村から支出しております。これは決算・予算書を見れば分かることでございますが、そしてほかの自治体のように県や国に対する要望を具体的に村として上げていくことを願います。それから、私がいつもお願いしているんですけども、要職にある方のお力もお借りしながら、パイプ役としての役割を強く願い再質問いたします。

村長、いかがお考えでしょうか。

○議長（永井一行君）　村長。

[村長　高橋幸一君発言]

○村長（高橋幸一君）　佐藤議員の質問に答えさせていただきます。

先ほどお話があったように、実際に17号が工事または事故等がありますと、非常に大きな渋滞を生じます。これはもう何回もあることですので、皆さん方のほうがよくご存じだと思いますが、そういった状況と、あとやはり今も綾戸のトンネルを工事していますけれども、毎年そういった工事を行っています。ばかにならない経費がかかっているわけなんですけれども、岩が少しずつずれているという状況なんだそうですけれども、そんな状況の中で今度バイパスができるということなんですが、バイパスも一応は沼田市圏のところにまた出てくるという計画図になっております。それは本当に当初の上野公成さんが国会議員におられたときの図面と大きく変わっております。

というのは、やはり先ほどお話あったように、昭和村を通ってまた岩本に戻るというそういう図面が当初あったわけです。それがいつの間にか沼田市のところに出てしまうというような方向に変わってしまったわけです。その辺のところを先般の総会などの会議でも沼田市と渋川のほうにもお話をちょっとしてありますて、新たな案としてうちのほうの案

を提出させていただいております。それを何とか、先ほどお話あったように、国會議員の皆様方、また期成同盟の皆様方にご理解をいただきて、そういう形で昭和村の先ほどの渋川下久屋線、それを活用できるような方向に考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（永井一行君） 佐藤好美君。

[2番 佐藤好美君発言]

○2番（佐藤好美君） とても本当に理解していただいた前向きな意見をありがとうございます。本当にその先のルートなんですよ。先のルートが岩本の、要するに昭和村の反対側も急峻な土地があって上越線が走っていて、そして国道があつて住宅もあるんですけども、そして川があると。とても狭いところで、じゃその国道が広くなるかというと、想定では広くならないだろうと。そこで昭和村を通すことがとても災害時に広くなることで安心して皆さんのが避難ルートとして使えることになると思いますので、ぜひ先ほど村長が回答していただきましたように、現計画から先のルートについて具体的に提案していただきたいと思います。

そこで、具体的な提案をいたしまして、いろいろな提案の方法があると思うんです。ほかの市町村の提案の方法を見ますと、県のほうで国の施策等に関する提案・要望というのがチャンスがあるんです。そういうところを見ますと、ほかの町村では、具体的に言うと渋川市さんは、この中にきちんと綾戸バイパスを盛り込んでおります。それから、要望書をいたしまして、県内12市の国に対する要望事項ということで、ここでも渋川市さんは綾戸バイパスを盛り込んでおります。

ですので、昭和村もきちんと昭和村にぜひ国道を通じていただければ、皆さんのが災害時あるいは何か有事が起きたとき、そういうときにはとても安心して通れるんだよということを主張しながら具体的な要望を行っていただきたいと思いますけれども、今の村長のお考えをお聞きしたいんですけども、ここに村長の答弁で、「昭和村に国道が通過する計画についても働きかけてまいりたいと考えております」と。国會議員とか国の関係機関とか働きかけていくんですけども、具体的にどのように働きかけていくのが一番いい方法なのか、今の村長の考え方をお聞かせください。

○議長（永井一行君） 村長。

[村長 高橋幸一君発言]

○村長（高橋幸一君） 佐藤好美議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたバイパスの関係ですけれども、一番大事なことはこの期成同盟が一番大事な部分です。ですから、そこできちっと渋川市さん、また沼田市さんのしっかりした同意を得るということがまず大事です。そこがないと次へ進むステップにはなりませんので、何とか2市1村の同意をきちっと取りつけていきたいなというふうに考えております。

それと、うちの今工事の途中でございますインターからのバイパスです。これと綾戸橋の関係と、あと県道移管の部分と、新しく県道に移設する道路の関係、この辺のところの道路の部分の進捗状況と関係してきますので、それと併せて進めていかなければいけないなというふうに考えています。

ですから、そうしないとルートができませんので、そういったこと、また地域の皆様方の同意も当然得なければいけませんけれども、そういった形で一つ一つクリアしながら進めていきたいというふうに考えています。

○議長（永井一行君） 佐藤好美君。

[2番 佐藤好美君発言]

○2番（佐藤好美君） 私も今工事しておりますインターのバイパス、いろいろなことが関連してくるかと思います。もちろん期成同盟会の関係も重要です。なので、それをきちんと丁寧に進めていって、いずれ昭和村に国道が通るように、ぜひ村長には力を注いでいただきたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

以上で最初の質問を終わります。

それでは、続きまして、2つ目の質問でございます。

子育て支援（児童育成）助成事業として、2歳未満の乳児を持つ村内保護者を対象としたおむつ代と日常生活用品の購入費助成金の拡充について質問いたします。

村長が公約として掲げる「どこよりも子育てしやすい村づくり」のために、さらにステップアップした施策を望みます。特に、おむつ等日常生活用品の購入費補助について、子育て支援助成事業の対象者を「2歳未満」の乳児を持つ村内保護者から「3歳未満」への拡充を求めます。

トイレと言ふんですけれども、これトイレトレーニングは、現実には3歳頃から始まるのが通例です。本村では2歳未満の乳児を対象としていますが、2歳後半まではどうしても紙おむつが必要で、とてもおむつなしでは日常の生活はできません。これ紙おむつですけれども。

そこで、もう一步踏み込んで2歳から3歳までの間もおむつの補助があれば、子育て中の世代は何と感謝することでしょう。子育て世代はいろいろなことで経費がかかります。ここで1年間のおむつの補助の拡充があれば、本当に子育てにやさしい村となることでしょう。物価高騰で大変な生活を村として多方面から支えることが何よりも「住んでよかつた昭和村」につながることとなります。ぜひ補助の拡充を考えていただきたく、村長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（永井一行君）　　村長。

[村長　高橋幸一君発言]

○村長（高橋幸一君）　佐藤好美議員さんの子育て支援助成事業として2歳未満の乳児を持つ村内保護者を対象としたおむつ代等日常生活用品の購入費助成金の拡充についてのご質問にお答えいたします。

おむつ等乳児日常生活用品の購入費助成事業は、乳児等を養育する保護者に対し、乳児用のおむつ等日常生活用品の購入費を助成することにより、乳児期の子育てにかかる経済的負担を軽減し、子供の健やかな成長に寄与とともに、子育て支援及び定住促進を図ることを目的に実施しています。

助成金は、乳児等1人につき月額4,000円で、満2歳の誕生日の属する月まで支給されます。少子化や人口減少が進む中で、子育て世代の経済的な負担を軽減し、より安心して子育てができる環境を整備することは、本村の定住促進策にとっても非常に重要な取組であると思っております。そのほかにも子育て支援事業として保育料及び副食費の無償化、給食の無償化に加え、今年度から入学祝い金の創設、中学校スクールバスの運行を開始しております。

これらの子育て支援事業を今後も継続して実施していきたいと考えておりますので、ご提案をいただきました3歳児未満まで対象を拡充することについては、事業の効果や財政的な影響などを慎重に見極め、事業の見直しをする際の参考にさせていただきたいと思い

ます。皆様のご意見を参考にしながら、よりよい昭和村を築き、子育て世代が定住したいと思っていただけのような村づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 佐藤好美君。

[2番 佐藤好美君発言]

○2番（佐藤好美君） ぜひ、子育て世代が定住したいと思っていただけのような村づくりに努めていっていただきたいと思います。

子育てに力を注いでいる本村のさらなるサポートに配慮してください。子育て世代はおむつだけでなく、ミルク代、チャイルドシート、これチャイルドシートは1台ではとても間に合いません。2人いれば、2人掛ける年齢に応じたチャイルドシートの台数、それからベビーカーなど、育児用品には多額の出費がかかります。この中でも特に排泄のためのおむつについては、想像以上にお金がかかります。これがいつまで続くんだろうということでお金がかかります。

本村では、先ほど回答にもありましたとおり、おむつ等に毎月2,000円を2歳未満ですが昭和村では独自の支援をしております。これは、2歳未満というと2歳を考えしまうんですけれども、1歳の終わりまでです。2歳になるともうなくなっちゃうんです。なので、本当に1歳の終わり。やっと1歳半で歩いてというそんな感じで1歳の終わりまでということなんですが、現実では本当に2歳の終わり頃までは大半の子供さんが紙おむつを使っています。

令和6年度の実績を見ますと、物価高騰対策給付事業として、低所得世帯等に支援をいたしましたが、これは一過性だと思われます。これが継続してくれるといいんですが、一過性ではなく、やはり子育てにやさしいということで、村として継続的に支援する施策ということで私はここでお願いをするわけでございますが、これは昭和村に将来住むために今、そして未来までこれが続くということになると、定住化にもつながると考えます。少子化対策の一環として子育て中の保護者の経済的負担を村として軽減してあげることが重要です。子育てに手厚い村を掲げ、若い世代がぜひ暮らしたいと思えるような施策を講じることを強く願いますが、いかがでしょうか。

それから、月4,000円、試算でこれが正しくなかつたら本当に申し訳ないんですけど

も、年間30人赤ちゃんが生まれて12か月というと大体概算で140万、全員に支給しても年間140万の予算です。これで若い世代の人たちが魅力を感じて「昭和村っていいね」って言ってくれて定住化してくれれば、本当にありがたいことかと思いますので、少し拡充をして昭和村に呼び込む、あるいは昭和村に住む。アパートに住んでいた人が離れないで昭和村で暮らすということも将来のことも含めて考えていただきたいと思います。再度、村長いかがでしょうか。これ再質問といたします。

○議長（永井一行君） 村長。

[村長 高橋幸一君発言]

○村長（高橋幸一君） 佐藤好美議員さんのご質問にお答えいたします。

いろいろとご提案をいただきましてありがとうございます。

本当にそういう意味では、月4,000円ということで、先ほどおっしゃったように30人生まれて1年で140万ということですから、その1年が大事だと。2歳から3歳までの1年が大事ですよというお話だと思うんですけれども、その辺のところはまた担当課とよく協議をいたしまして、前向きに考えていかなければいけないなというふうに思っております。

以上です。

○議長（永井一行君） 佐藤好美君。

[2番 佐藤好美君発言]

○2番（佐藤好美君） 本当にすごく大切なんです。大きくなればなるほどおむつが大きくなって費用がかかると。まして費用がかかるときには今度は助成がなくなるということになりますので、今村長がおっしゃいましたように、よく検討していただいて、できればいい結果で村民がよかったです喜ぶようなそんな施策、これを実現していただければ、本当に子育て世代が喜ぶと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

私のほうからは以上で質問を終わります。ありがとうございました。

---

○議長（永井一行君） 次に、6番議員 阿部孝司君。

[6番 阿部孝司君発言]

○6番（阿部孝司君） さきの通告により、質問を行います。

有害鳥獣対策について。

今年に入って熊の被害や出没が多く言われています。昭和村でも一時期毎日のように熊の目撃情報が発表されました。猟友会も若い人が少なく、高齢化が進み深刻です。村長はこれからどのような対策を考えているかお聞かせください。

また、6月定例会の挨拶で利根沼田猟友会の総会に出席されたとお聞きしましたが、利根沼田の状況もお聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長（永井一行君） 村長。

[村長 高橋幸一君発言]

○村長（高橋幸一君） 阿部孝司議員さんの有害鳥獣対策についてのご質問にお答えいたします。

今年度において熊の出没情報が多く寄せられており、特に7月には永井から貝野瀬方面と昭和村の広範囲で熊の出没情報がありました。

熊等の有害鳥獣対応は猟友会にお願いしていますが、今年は出没情報が多いことから、急遽現場へ向かっていただいたり、わなの確認やおりの設置等、猛暑の中、いつもより多く現場対応をしていただいております。これらの現場対応は危険が伴うことから、今年から保険にも加入しております。

有害鳥獣駆除に従事するためには、経験や知識が必要なこと、緊急の現場対応が可能な生活状況でなければならないことなどから、若い方が有害鳥獣対策に従事するのは難しいこともあります。高齢化が進んでいるのが現状であります。

利根沼田の他市町村の状況については、高齢化や有害鳥獣駆除従事者の確保にどの市町村も苦慮しており、昭和村と同じような状況とのことです。聞くところによると、移住者の若い方が猟友会に入っていただいたという事例もあるようですので、昨年も実施しましたが、広報等を通じて猟友会活動を周知し、新たな人材発掘、確保に努めたいと思います。

また、有害鳥獣駆除の現場負担の軽減として、他市町村が行っているわなやおりを現場に行かなくても状況確認できる情報通信技術を使った機器の導入等も考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 阿部孝司君。

[6番 阿部孝司君発言]

○6番（阿部孝司君） 村長の答弁で、若い方が有害鳥獣対策に従事するのは難しいと答

弁がありましたが、若い方が猟銃免許を取ってもらわないと活動ができないことがあります、高齢化の問題が解決にならないと思うんですが、また職員に免許を取ってもらい、いざというときに活動してもらうというのはどうでしょうか。村長にお聞きします。

○議長（永井一行君） 村長。

[村長 高橋幸一君発言]

○村長（高橋幸一君） 阿部議員の質問にお答えさせていただきます。

若い人に免許を取ってもらうということですが、やはりなかなか若い人が、先ほど話をしましたように本業があるもんですから、なかなか取る方が少ないということはもちろんあるんですけども、川場の例ですけれども、川場のほうはもうその期間、専従の猟師の方が2名ずっとついています。そうしないともう間に合わないという状況で、川場の村長もおっしゃっていましたけれども、そういうプロの方を雇っているということなんですね。ですから、猟友会のところをサポートするためには、そういう方を賃金は高いですけれども置く必要があるのかなというふうに考えます。

それと、アメリカではご存じのように銃がかなり免許を持っている方が多いもんですから来られて、これ群馬県のことじゃないんですけども、来て、北海道辺りみたいなんですが、かなりアメリカの方が来て猟友会に入ってやっておられるというところもあるということは聞いております。

あと、職員の方に免許をということなんですが、ご存じのように今担当の江田君も一生懸命頑張っていただいているんですけども、ただ猟友会として入ってしまうというか、免許を取ってやるという形になると、本業がありますので、消防団も同じと言えば同じなのかもしれませんけれども、やはりなかなか本業に支障が出ちゃうということもございますので、その辺はまた協議しなきゃいけないと思うんですけども、いないよりいたほうがいいとは思いますが、ただやはり今の状況でいければ、若い方に何とか免許を取っていただくと。また違った方法も考えて、職員のほうで対応をする段階ではないなというふうに考えています。

○議長（永井一行君） 阿部孝司君。

[6番 阿部孝司君発言]

○6番（阿部孝司君） これだけ各地で熊が出没しているような状況で、昭和村では出没

だけで被害があるというのはあまり聞いていないんですけども、これからどんどん熊を捕っていかなかと、有害鳥獣、熊だけではなくてどんどん増えてくると思うんです。

そこで、やはり今川場の例も出しましたけれども、専門的な人を置いて、熊が出て来づらいような、有害鳥獣が人里に出て来づらいようにしてもらう方法も考えてもらわなければならぬと思うんですけども。

それで、最近ですけれども、今月から緊急銃猟を可能とする鳥獣保護法管理法が施行されました。農地や河川敷、建物内など、人の日常生活圏に緊急鳥獣が出没した場合、安全を確保した上で、市町村長の判断で緊急的に銃猟を可能とする制度ができたわけなんですねけれども、昭和村ではこの制度に対してマニュアル等を作っているでしょうか。

○議長（永井一行君） 産業課長。

[産業課長 真下伸夫君発言]

○産業課長（真下伸夫君） 先ほどの阿部議員の質問に対してお答えします。

国から示されたのが8月で研修等があったんですけども、まだ昭和村、国のマニュアルに対しての対応は検討しているんですけども、昭和村独自のものとして完成まではまだ至っておらないのが現状でございます。

○議長（永井一行君） 阿部孝司君。

[6番 阿部孝司君発言]

○6番（阿部孝司君） ぜひ早くマニュアルを作っていただきまして、有害鳥獣の被害が出ないような対策をしていただきたいと思うんですけども、そこで課長に聞きたいんですけども、今有害鳥獣の昭和村における個体数ですか、分かりましたらお願ひいたします。個体数と昭和村における安全な個体数というんですか、あると思うんですけども、その個体数が分かりましたらお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 産業課長。

[産業課長 真下伸夫君発言]

○産業課長（真下伸夫君） 個体数というと、村内にいる有害鳥獣の頭数ということでよろしいですか。

○6番（阿部孝司君） はい。

○産業課長（真下伸夫君） 今回、利根沼田の各町村にいろいろどのような対応をしてい

ますかという質問をしたときに、沼田はプロの会社にいろいろ被害調査等をしているということがあつたので、沼田なんかは把握しているかもしれないんですが、さすがに昭和村は今現状昭和村に何頭鹿がいるとか、何頭熊がいるというところまでは把握はできておりません。

捕獲数で言いますと、7月末現在で取りまとめた数では、鹿が46頭、イノシシ7頭、熊2頭を捕獲しておるんですが、熊に関しては今年多くて8月に3頭取れましたので、現状5頭捕獲しております。

以上でございます。

○議長（永井一行君） 阿部孝司君。

[6番 阿部孝司君発言]

○6番（阿部孝司君） やはり個体数というのを調べて、どのくらいの個体数なら昭和村にいてもよい個体数なのか、そういう把握していないというと、どのくらい熊を捕獲したらいいのか、または危険がどのくらい迫っているのか分からぬと思うんで、その辺のほうもよく調べていただきまして、昭和村の村民が安全に暮らせるような方向にしていただければと思うんですけれども、よろしくお願ひいたします。

最初の質問は終わりにさせていただきます。

2番目の質問、これから昭和村農業についてに入る前に、9月2日の突風、ひょう害などの被害を受けた皆様にお見舞いを申し上げます。

では、質問に入らせていただきます。

これから昭和村の農業について。

農業立村として、レタス、コンニャクなどの大規模経営が行われ発展してきました。赤城西麓土地改良事業が行われ、畑かんができる水の利用ができるようになり、トマト、ホウレンソウなどハウス栽培が盛んになりましたが、地球温暖化により自然災害に左右されやすくなりました。また、肥料、農業資材などの高騰で経営が厳しくなっています。

そこで、農業経営の安定、年間雇用などを考えると、初期投資が大きいんですが水耕栽培がよいと思います。自然災害に左右されにくく、温度、液肥、水などのコンピーター管理ができてよいと思います。若い後継者への推進をしてはと思いますが、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（永井一行君） 村長。

[村長 高橋幸一君発言]

○村長（高橋幸一君） 阿部孝司議員さんのこれから昭和村農業についてのご質問にお答えいたします。

本村は、赤城西麓土地改良事業をはじめとする農業諸施策の取組と絶え間ない農家の方々のご尽力により、日本一の栽培面積を誇るコンニャクイモをはじめ、レタス、ホウレンソウなどの高原野菜も全国有数の生産量となり、「首都圏の台所」や「野菜王国」と呼ばれるほどの農業村となっています。

地球温暖化については、随分前から言われていましたが、今年の暑さは尋常ではなく、8月5日は伊勢崎市において41.8度という日本の観測史上1位の暑さを記録しました。昭和村においても、高温障害により、作物に甚大な被害が出ています。加えて、先ほどお話をましたが、9月2日には突然の強風を伴う雷雨と降ひょうがあり、新たな被害が出ました。

このような異常気象が続くようであれば、近い将来、作付野菜の変更や新たな栽培方法の導入など大変革が必要であり、阿部議員の提案する水耕栽培も選択肢の1つであると思います。

水のない大地に赤城北ろく土地改良事業や赤城西麓土地改良事業により農業用水が引かれて営農形態や栽培作物の幅が広がり、現在の大規模農業経営につながっており、昭和村の強みであります。

赤城西麓用水・営農推進協議会では、産地形成推進事業として農業事務所や農協と協力し、西麓用水を用いたダイコンやハウスナスなどのかん水導入試験を行っています。これらの調査結果から、新たな栽培方法や作物を導入することも推進したいと考えています。

また、農作物の高温や乾燥などのストレスに対する耐性を高めたり、栄養分の吸収・利用を改善させるたりすることにより、品質や収量を向上させることが期待できるバイオステティミラントやスマート農業についても調査・推進してまいりたいと考えています。

農業経営が厳しい理由として、生産コストが販売価格に適正に反映されていないことがあると思いますので、コストの価格転嫁が適切にできるような仕組み・制度を先日も知事に要望してきましたが、引き続き国や県に強く要望していきたいと思います。

若い後継者が安心して就農し、安定した農業経営ができるよう、水耕栽培をはじめとする最先端の農業について、調査・研究をしてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 阿部孝司君。

[6番 阿部孝司君発言]

○6番（阿部孝司君） 前向きな答弁をしていただきましたが、若い人が新たな作物に挑戦したいときに、国や県に要望していくのもいいんですが、村独自の支援または対策を行ってもらいたい。若い人が希望と夢を持って農業ができるようにしていただきたいと思うんですが、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（永井一行君） 村長。

[村長 高橋幸一君発言]

○村長（高橋幸一君） 阿部孝司議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの若い後継者の方々に対する村の支援ということでございますけれども、今回のコンニャクの関係も本当販売促進から始まっていろいろとコンニャク研究会を含めまして、一生懸命やっていただいておりますので、何とか今年こういう作柄ですので、平年作並みにという話もお聞きしていますけれども、何とか価格維持ができるような体制を考えていかなきやならないと思いますし、またいろいろな作物、バンダムとかトウモロコシとかそういういった作物に随分変わっておりますので、話を聞きしますと、バンダムの相場もまあまあでしたというようなお話を聞きますし、トマトもまあまあ、ホウレンソウもそこそこのお話を聞いていますので、作柄がこういう非常に暑い温暖化でしたので、何とも言えませんけれども、ただレタスは非常に厳しかったということを聞いていますので、今後やはりレタスに関しましては、特に標高がやはり高いということが1つの優位性を持っておりますので、何とか標高の高いところを今後考えていかなきやいけないかなというふうに考えております。

それと、やはりスマート農業を推進するためにも、この間も西麓のほうで話いろいろとしていたんですけども、まず基盤整備をもう一回やり直そうじゃないかという話をしています、やはりスマート農業を進めていく上では、何とかこれからはそういうものを使っていかないと、スマート農業としてドローン等を使っていかないと、なかなか厳しいんじゃないかなということもありました。

あと1点、回答の中で話しておきましたが、バイオスティミラントというのは、味の素が作っています土質改良剤なんですけれども、通常の1.5倍の収量が得られるということで、温暖化に対してもかなり効果があるというものでございます。これ今味の素が一生懸命アミノ酸を使って進めているもので、近いうちに農業委員の方含めていろいろ話をいただくとていう話になっておりますので、そういうったものも進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（永井一行君） 阿部孝司君。

[6番 阿部孝司君発言]

○6番（阿部孝司君） いろいろなお話をされるんですけれども、具体的にどういう支援をするか。若い人がこれから農業をしたり、また新しい作物に挑戦していくにはどうしても資金が必要です。やはり農業立村ということでうたっているわけですから、農業に対しての特別支援とか、若い人が農業でやっていくのに希望を持てるような、また始めたいと思えるような何か支援を考えていただきたいと思うんですけども、村長の考えをお願いします。

○議長（永井一行君） 村長。

[村長 高橋幸一君発言]

○村長（高橋幸一君） 阿部孝司議員のご質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、支援ということはイコールお金がかかるということは当然のことだと思います。

ただ、今本当に実際問題、いろいろと補助金とか助成金の形は進めていますので、そういう中で国から直接補助金をいただいている方は別としまして、それぞれが大変な経営の状況の方もたくさんおられますので、そういう方々にも国から、また県のほうからも、また村からも補助金が出せるような状況を作っていくかなければいけないなと思っています。

ただ、やみくもに補助金を出すというわけにはいきませんので、やはり経営内容に伴つて、その補助金を出すことによって経営が改善される、良くなるというがやはり必要なことですので、そういうことは十分踏まえた上で國のほうにも働きかけていきたいという

ふうに考えております。

○議長（永井一行君） 阿部孝司君。

[6番 阿部孝司君発言]

○6番（阿部孝司君） もう少し村長には昭和村の農業を経営している人の経営の厳しいというのを理解していただいて、若い人が農業をやっていきたいと思えるような政策とか補助をしてもらうとありがたいと思うんですけども、この間テレビを見ていたら、小学生ですか、なりたい職業1位は男女とも公務員です。今の若い人は安定とやはり週休二日制に魅力を感じているように考えられます。農業は汗みどろになって一生懸命働いて、それで経営が厳しいとなると、農業後継者がなかなか増えていかない、そういうような状況があると思うんです。

やはり定期的に休みが取れて、休みの日は旅行へ行ったりとかそういう余裕がある農業ができるような方向性を生み出していかないと、昭和村の農業もだんだん後継者がいなくなつて、人口減少にもまた拍車がかかっていらっしゃるんじゃないかと思うわけですけれども、その辺について村長の特段の判断をお願いしたいと思うんですけれども。

○議長（永井一行君） 村長。

[村長 高橋幸一君発言]

○村長（高橋幸一君） 阿部孝司議員の質問にお答えいたします。

確かに現場サイドでは、本当に朝2時からレタスを毎日毎日休みなく切っておられるわけですから、本当に大変な思いだと思います。日中も植付けがありますので、本当に週休二日、週休三日なんて夢の夢だと思いますけれども。

農家の農業委員の方とも話をするんですけども、やはり1人の力というのは弱いと思うんです。ですから、農家の方もそうですが、これからますます家族労働という形ではなくして、できれば法人組織に変えていただいて、何名かでも構いませんし、大きい人は1軒でも構わないんでしょうけれども、法人組織にしていただいて、やはり会社という考え方を持っていただいて、その中で経営をしていくということが大事ではないかなというふうに思います。そうでないと、やはり後継者の問題も含めて、非常に大変な状況になつてしまふんじやないかと思いますし、しっかりした経理の下で、やはり儲かる農業をしていかなければいけないと思いますので、その辺のところを押し進めていきたいなという

ふうに考えております。

○議長（永井一行君） 阿部孝司君。

[6番 阿部孝司君発言]

○6番（阿部孝司君） ゼひとも昭和村の若い人たちが夢を持って農業をできるような政策とかをしていっていただきたいと思うんですけれども、今生産コストが上昇して、肥料、農薬、資材などが高騰して大変なところに持ってきて県でも最低賃金を大幅に引き上げるようなお話が出ています。来年度から実施されるような方向ですけれども、最低賃金が1,063円。78円だか上がる大幅な上昇になるわけで、ますます農家経営が厳しくなってくると思うんで、ゼひとも特別に昭和村の農業が、また昭和村に住んでいる人が豊かに暮らせるような方向に導いていただければと思うんですけれども、よろしくお願ひいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永井一行君） これにて、本日の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（永井一行君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は9日午前9時30分に開きますから、ご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 3時52分散会